

沖勞発基0512第3号
令和5年5月12日

各労働基準監督署長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のための
ガイドライン」の改正について

標記について、令和5年4月17日付け基発0417第7号により本省労働基準
局長から別紙のとおり通達があったため、了知されたい。

1	0	年	保	存
機	密	性	1	
令和6年4月1日から				
令和16年3月31日まで				

基 発 0417 第 7 号
令和 5 年 4 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」
の改正について

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた安全衛生対策については、東京電力及び元方事業者が実施すべき事項を一体的に示した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」(平成27年8月26日付け基発0826第1号。以下単に「ガイドライン」という。)を定めているところである。

今般、放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和2年原子力規制委員会規則第17号)が令和5年10月1日から施行されることに伴い、ガイドラインを別添1のとおり改正した。

各労働局におかれては、これを了知の上、東京電力及び元方事業者を適切に指導し、廃炉作業等に従事する労働者の安全衛生管理の徹底を図らねたい。

なお、東京電力に対して別添2、元方事業者に対して別添3、関係業界団体に対して別添4、関係省庁に対して別添5のとおり通知していることを申し添える。

ガイドラインの改正箇所については、別添参考資料を参照されたい。

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン

制定：平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号

改正：令和 5 年 4 月 17 日付け基発 0417 第 7 号

第 1 趣旨

1 東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における廃炉作業等を着実に進めるに当たっては、作業に従事する労働者の安全と健康を確保するため、計画 - 実施 - 評価 - 改善のサイクルによる安全衛生管理に基づく安全管理、被ばく管理、健康管理等を徹底することが必要である。また、適切な安全衛生管理体制の確立のためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等を請け負う事業者（以下「元方事業者」という。）による安全衛生管理も必要不可欠であるほか、被ばく管理等の実施については、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施主体である発電所、発電所の支援業務等を実施している東京電力ホールディングス株式会社の本社及び福島第一廃炉推進カンパニー（以下「本社等」という。）がそれぞれの役割を果たす必要がある。このため、東京電力の第一義的な責任のもとに、本社等、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築する必要がある。

2 東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスクアセスメントの実施、安全衛生教育の充実等による労働安全衛生水準の向上

廃炉作業等は、工事、作業の内容や周囲の状況が様々であることから、危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、優先度を設定した上で、リスク低減措置を決定するというリスクアセスメントを、東京電力の第一義的な責任のもとに、発電所、元方事業者及び請負人（発電所又は元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）がともに実施し、その結果を踏まえた労働災害防止対策を計画的に実施する必要がある。

また、新規入場者等に対しては、安全衛生教育を充実するとともに、元方事業者の作業計画作成者や関係請負人の作業指揮者に対する被ばく低減措置等に関する教育を強化する必要がある。

3 一元的な被ばく線量管理の実施、発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施

放射線による被ばく線量管理については、発電所構内の労働者全員について、被ばく線量情報を一元的に管理し、細心の注意を払って放射線管理を実施する必要がある。

また、発電所内の発注単位ごとに作業に伴う被ばく線量を低減するため、東京電力の発注部門は、工事の発注段階から、工法、設備、施設、施工機械等についての工学的対策に関する基本的考え方を検討し、それを被ばく低減仕様書として工事仕様書に盛り込むことが必要である。また、発電所及び元方事業者においては、被ばく低減仕様書に基づく対策を放射

線管理計画として施工計画に盛り込むことが必要である。さらに、作業の実施段階において、放射線管理計画に定める事項を適切に実施するほか、作業内容に応じ、作業時間短縮、遮へい用防護衣着用などの作業管理上の対策を適切に実施する必要がある。

4 適切な健康管理の実施、緊急医療体制の確保及び作業環境の改善

労働者の健康管理のため、法定の健康診断及びそれに基づく事後措置の適切な実施を図るとともに、日常的な健康管理、熱中症対策を適切に進める必要がある。併せて、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成27年8月31日付け健康保持増進のための指針公示第6号。以下「大臣指針」という。）に基づき、発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理を適切に実施する必要がある。

また、労働災害の発生に備え、発電所構内の緊急医療体制を構築するとともに、被災労働者を適切な医療機関に迅速に搬送するための体制を強化する必要がある。

さらに、廃炉作業等における作業環境の改善を図るため、休憩所や給食施設の充実、汚染された線源の除去や隔離、保護具の最適化を進める必要がある。

第2 対象

本ガイドラインは、発電所構内において実施する放射線業務及び各種工事を対象とする。

第3 安全衛生管理体制の確立

1 東京電力の実施すべき事項

発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に基づき各事業者に実施義務があるが、東京電力が自ら行う放射線業務及び各種工事について、数次の請負契約のもとに複数の事業者の労働者が同一の場所で作業を行う場合、発電所の長（以下「発電所長」という。）は、関係請負人が事業者として実施する措置が的確に行われるよう関係請負人を指導又は援助するとともに、放射線業務及び各種工事全体に係る安全衛生管理が適切に行われるよう、以下の事項を実施すること。

(1) 発電所における安全衛生統括者の選任等

発電所長は、発電所構内における放射線業務及び各種工事全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、安全衛生統括者を選任し、その者に以下の(3)から(7)までに掲げる事項を実施させること。

なお、東京電力が、自ら仕事を行わず、発注業務及び設計管理のみを行う放射線業務又は各種工事を元方事業者に発注した場合、発電所長は、放射線業務及び各種工事の特殊性にかんがみ、1の(4)、(6)及び(7)の事項については、元方事業者と緊密な連携の上、安全衛生統括者に実施させること。この場合、1の(4)の安全衛生協議組織については、全ての元方事業者を対象としたものとする。

また、東京電力が、同一の場所において、自ら行わない仕事を複数の元方事業者に発注する場合、複数の仕事について2に掲げる事項を統括して実施する者を当該元方事業者

のうちから指名すること。

(2) 工事安全施工管理者の選任

発電所長は、発電所構内における各種工事の安全を担当する工事安全施工管理者を選任し、その者に安全衛生統括者を補佐し、以下の(3)から(5)までに掲げる事項のうち技術的事項を管理させること。また、発電所における各種工事の担当者を統括させ、特に危険な作業を実施する場合には、工事担当者による工事監理の際等に、工事監理及び被ばく管理に加え、現場における安全確保措置についても必要な指導を実施させること。

なお、工事監理には、放射線管理部門、災害復旧担当部門だけでなく安全衛生管理部門の担当者を積極的に関与させること。

(3) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等

関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、その者に次に掲げる事項を行わせるよう求めること。

ア 安全衛生統括者との連絡

イ 以下の(4)から(6)までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための安全衛生統括者との調整

ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における全ての関係請負人に対する作業間の連絡及び調整

(4) 放射線業務及び各種工事を行う全ての関係請負人を含めた安全衛生協議組織の開催等

ア 発電所長は、全ての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催し、安全衛生統括者、工事安全施工管理者及び関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者に参加を求めること。

イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること。

- ・ 本社等及び発電所と関係請負人相互間における連絡及び調整に関すること
- ・ 外部放射線量及び空気中の放射性物質の濃度に係る作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業上の注意事項に関すること
- ・ 個々の請負関係を超えての近接工事实施の際の情報共有及び協力の推進、労働災害の原因分析及び再発防止対策の推進等、各種工事における安全確保措置の充実に関すること
- ・ 特別教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関すること
- ・ 作業計画(労働者の被ばく管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関することを含む。以下同じ。)の作成又は改善に関すること
- ・ 放射線業務及び各種工事中における合図、警報等の統一に関すること
- ・ 事故が発生した場合の避難、その他の措置に関すること

(5) 作業計画の作成等に対する指導又は援助

ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとなるよう適切な資料・情報を提供するほか、必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること。

イ 関係請負人が行う作業のうち、1日につき実効線量が1ミリシーベルトを超えるお

それがあるものに係る作業計画については、あらかじめ内容の確認を行うこと。

ウ イの確認に当たっては東京電力の放射線管理部門が被ばく管理方法について重点的に確認を行い、必要な場合には作業計画の改善等について指導又は援助を行うこと。

エ 関係請負人が関係労働者に作業計画の周知を図るよう指導すること。

(6) 被ばく状況の把握等

第5の1に掲げる事項を実施すること。

(7) 放射線業務又は各種工事に係る危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の実施

第4に掲げる事項を実施すること。

2 元方事業者が実施すべき事項

発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法及び電離則に基づき各事業者を実施義務があるが、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施において、東京電力から元方事業者が注文を受け、同一の場所で、元方事業者が行う仕事を関係請負人に請け負わせている場合、元方事業者は、関係請負人の実施する事業者としての措置が的確に行われるよう、関係請負人を指導又は援助するとともに、放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理が適切に行われるよう、以下の事項を実施すること。

(1) 元方事業者における安全衛生統括者の選任等

放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理が適切に行われるよう、元方事業者は、作業を統括管理する者のうちから安全衛生統括者(一定規模の建設業に属する事業にあっては、労働安全衛生法第15条で定める統括安全衛生責任者とする。以下同じ。)を選任し、1(1)及び(2)の東京電力が選任している安全衛生統括者及び工事安全施工管理者と連携を図りつつ、以下の(2)から(6)までに掲げる事項を実施させること。

(2) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等

関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者(一定規模の建設業に属する事業の場合にあっては、労働安全衛生法第16条で定める安全衛生責任者とする。以下同じ。)を選任させ、次に掲げる事項を行わせるよう求めること。

ア 元方事業者の安全衛生統括者との連絡

イ 以下の(3)から(5)までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための元方事業者の安全衛生統括者との調整

ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における関係請負人に対する作業間の連絡及び調整

(3) 全ての関係請負人を含めた安全衛生協議組織の開催等

ア 1(4)の東京電力が開催する安全衛生協議組織と連携しつつ、全ての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催すること。

イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること。

- ・ 被ばく管理に関すること

- ・ 個々の請負関係を超えての近接工事実施の際の情報共有及び協力の推進、労働災害の原因分析及び再発防止対策の推進等、各種工事における安全確保措置の充実に關すること
 - ・ 特別教育等、放射線業務に關する事項を含む安全衛生教育の実施に關すること
 - ・ 作業計画の作成又は改善に關すること
 - ・ 放射線業務及び各種工事における合図、警報等の統一に關すること
 - ・ 事故が発生した場合の避難、その他の措置に關すること
- (4) 作業計画の作成等に対する指導又は援助
- ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとなるよう必要に應じて関係請負人を指導し、又は援助すること。
- イ 関係請負人が行う作業のうち、実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業計画について、あらかじめ内容の確認を行うとともに、第8の4に基づき、富岡労働基準監督署長に放射線作業の報告を行うこと。
- ウ 関係請負人に自らの労働者に対して、作業計画の周知を図るよう指導すること。
- (5) 被ばく状況の把握等
- 第5の2に掲げる事項を実施すること。
- (6) 放射線業務又は各種工事に係るリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の実施
- 第4に掲げる事項を実施すること。

第4 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の実施等

1 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施

東京電力及び元方事業者は、自らが行う仕事及びその仕事の一部を請け負っている関係請負人が行う作業について、2の留意事項に従って、放射線業務又は各種工事に係るリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置を実施すること。

なお、東京電力は、自ら行わない仕事を発注する場合には、元方事業者及び関係請負人が実施するリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施について、工事施工担当者を参画させる等により、その適切な実施を支援すること。

2 リスクアセスメントの実施に当たっての留意事項

- (1) 東京電力及び元方事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、法令に規定された措置を実施するほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) リスクアセスメントは、第6の2(1)の施工計画を策定する場合は、同計画の策定段階で必ず実施するとともに、次に掲げる時期に実施すること。なお、現に行っている作業でリスクアセスメントを行っていないものについては、可能な限り、リスクアセスメントを実施すること。

- ア 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき
- イ 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき
- ウ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき
- エ その他、次に掲げる場合など、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき

労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合
前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合。

(3) リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の事項に留意すること

- ア 放射線の被ばく低減措置（防護マスクの着用、作業時間の制限等）は、放射線以外の危険性又は有害性の低減対策の実施に当たっての障害となる場合がある。（例：防護マスク着用による視野の狭窄や熱中症の発生リスク、遮へい用防護衣着用の身体負荷による移動時間の増大や熱中症の発生リスク、作業時間の短縮によって作業場所の整理整頓の時間が十分確保できないなど。）このため、放射線被ばく低減対策とその他の危険又は健康障害防止対策が両立するよう、最適な方策を検討する必要があること。
- イ その他、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置については、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 18 年 3 月 10 日 指針公示第 1 号）の規定に従って実施すること。

3 安全衛生教育の実施等

発電所長及び元方事業者は、自らの労働者に対して、(1)から(3)までに定める教育を実施するとともに、関係請負人が同教育を適切に実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。特に、発電所長は、講師の派遣及び教材や教育施設の提供等の援助を行うこと。

(1) 新規入場者教育の実施

新たに発電所内の作業に従事する者に対して、電離則第 52 条の 7 で定める特別教育の内容に加え、以下の発電所構内での作業の特殊性を踏まえた新規入場者教育を実施すること。

- ア 保護マスク等の保護具の性能及びその取扱方法（呼吸用保護具に関するフィッテスターを使用する等による適切な装着指導、眼鏡着用者へのシールピース等による漏洩対策を含む。）
- イ 警報付き電子式個人線量計（以下「APD」という。）の取扱方法、被ばく線量記録の見方等の被ばく線量管理の方法
- ウ 身体、装備、装具、物品等の汚染防止措置や除染の方法
- エ 保護マスクの着用による視野の狭さ、防護手袋を装着した手での機器の操作などの保護具、保護衣や遮へい用防護衣を装着した上での作業の危険性

オ 保護具、保護衣や遮へい用防護衣の着用や休憩所の限定等による熱中症の危険性と
その予防措置

カ 高線量箇所の把握と離隔距離の確保、遮へい物の効果的な活用方法、遮へい用防護
衣の着用、作業時間短縮等の被ばく低減措置

キ 傷病者に対する応急手当の方法や緊急連絡方法

(2) 関係請負人の作業指揮者に対する教育の強化

関係請負人の作業を現場で指揮する者（作業班長、職長など。以下「作業指揮者」とい
う。）に対して、(1)の新規入場者教育に加え、以下の事項の教育を実施すること。

ア 発電所内の高線量箇所、遮へい設備の場所

イ 休憩所、非常時の避難経路等

ウ 作業時間の短縮、遮へい用防護衣の着用等、作業管理による被ばく低減措置の決定
及びその監視の方法

エ 作業中の被ばく線量の把握、作業時間の管理の方法

オ 計画線量及び警報設定値の決定の方法及びその遵守の方法

(3) 元方事業者の施工計画作成者に対する教育の強化

元方事業者の施工計画作成者に対し、(1)の新規入場者教育に加え、以下の教育を実施
すること。

ア 無人化工法や遠隔操作による工法に関する知識

イ 作業開始前の高線量箇所の除染等（線源の除去）に関する知識

ウ 高線量箇所（線源）から作業場所の離隔距離の確保の方法

エ 高線量箇所（線源）に対する遮へい工事に関する知識

オ 休憩所等から作業場所への移動動線の設定に関する知識

カ 休憩所等の設定に関する知識

キ 労働者の集団線量及び個人線量に係る計画線量の設定に関する知識

第5 被ばく線量管理

1 東京電力が実施すべき事項

(1) 被ばく情報管理の一元化

発電所構内において放射線業務及び各種工事に従事する全ての労働者について、労働
者の基本情報及び被ばく線量情報を管理するためには、これらの情報を一元的に管理す
ることが必要である。このため、発電所長は、本社等と連携し、被ばく線量関連情報を一
元的に管理する組織（以下「一元管理組織」という。）を設置し、別紙1に留意の上、線
量情報の一元管理を確実に行わせること。

(2) 放射線業務及び各種工事従事者の発電所構内への入退所管理機能の強化

発電所長は、発電所に立ち入る全ての労働者を漏れなく把握し、アからウまでに係る事
項を確実に実施すること。

ア 労働者の基本情報の入手

イ 特別教育（実技教育を除く。）の実施記録の確認

ウ 個人ＩＤ番号、顔写真の入った作業員証の発行及び入退所管理

(3) 確実な被ばく線量情報の記録、統合及び通知

発電所長は、収集された労働者基本情報と被ばく情報に対応させて記録し、累積線量を管理するとともに、その結果を定期的に自らの社員及び元方事業者に通知すること。

(4) 関係請負人に対する援助等

発電所長は、被ばく線量の通知に関して、次に掲げる措置を適切に実施すること。

ア 遅滞なく線量の通知を行えるよう、元方事業者に対して必要な援助を行うこと。

イ 被ばく線量を労働者に確実に通知するため、関係請負人が労働者に被ばく線量を通知する際には、書面等により行うよう必要な指導又は援助を行うこと。

2 元方事業者が実施すべき事項

(1) 被ばく線量管理

元方事業者は、別紙１に留意の上、放射線業務及び各種工事に従事する元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を適切に実施するため、放射線管理責任者を選任し、第３の２(1)の安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を含む、元方事業者及び関係請負人の全ての労働者の被ばく状況を確実に把握し、管理する体制を構築すること。

ア 東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を行うこと。

イ 関係請負人の労働者の被ばく管理が適切に行われるよう、関係請負人の放射線管理担当者を指導すること。

ウ 発電所長の発行する作業員証を記名者本人以外に使用されることのないよう適切な管理を行うこと。

エ 第３の１(4)の東京電力が開催する安全衛生協議組織に参加し、放射線管理に関する事項を協議すること。

オ その他放射線管理のために必要な事項を実施すること。

(2) 被ばく線量等の通知等の適切な実施

ア 元方事業者は、発電所内の作業に従事する自らの労働者に関して、東京電力と連携し、以下の事項を実施すること。

(ア) 日々の外部被ばく線量については、ＡＰＤ返却時に交付される書面（線量レシート）等により、労働者本人に通知すること。

(イ) 外部被ばく線量及び内部被ばく線量を合算した実効線量及びその累計については、１月ごとに１回、書面により、労働者本人に通知すること。

イ 元方事業者は、関係請負人の放射線管理担当者が、当該関係請負人の労働者に関して、適切にアの事項を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

ウ 元方事業者は、被ばく線量の通知に関し、次に掲げる措置を適切に実施すること。

(ア) 自らの労働者に遅滞なく被ばく線量の通知を行える体制を構築すること。

(イ) 関係請負人の労働者に被ばく線量を確実に通知するため、関係請負人が労働者に被ばく線量を通知する際には書面又は事業場内の電子システム（本人が線量を閲覧し

たことを把握することが可能であり、閲覧しない場合に電子メール等により注意喚起できるものに限る。)により行うよう指導又は援助を行うこと。

第6 工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施

1 発注段階での実施事項

(1) 被ばく低減対策を含めた発注仕様書の作成

被ばく線量を効果的に低減するためには、工事の発注段階から、工法、設備、施設、施工機械等に関わる被ばく低減対策を検討するとともに、それら対策を施工計画に盛り込む必要がある。このため、東京電力は、自ら行う仕事を計画する場合又は自ら行わない仕事を元方事業者が発注する場合には、あらかじめ、工事発注部門と放射線管理部門が連携し、作業全体の計画線量（労働者全員の計画線量の総計。単位人・シーベルト。以下「総計画線量」という。）が1人・シーベルトを超えるおそれのある放射線業務については、元方事業者からの提案を聴取した上で、発注の仕様書等に以下の事項に関する基本的考え方を示した「被ばく低減仕様書」を策定すること。

ア 無人化工法や遠隔操作による工法の促進

イ 作業開始前の高線量箇所の除染等（線源の除去）の実施

ウ 高線量箇所（線源）から作業場所の離隔距離の確保

エ 高線量箇所（線源）に対する遮へい工事

オ 休憩所等の整備

カ 休憩所等から作業場所への移動動線の最短化

(2) 同一建屋等における小規模工事を包含する総合的な被ばく低減対策

同一の建屋等において、複数の小規模な工事が発注される場合、建屋等の単位をとらえた総合的な被ばく低減対策を実施することが効果的である。このため、このような場合、東京電力は、複数の小規模工事を包含する総合的な被ばく低減対策のために、(1)のアからカに定める事項に関する基本的考え方を示した被ばく低減仕様書を作成し、それを当該発注仕様書に盛り込むこと。

(3) 作業別固有番号の細分化による計画線量の事後的な検証

被ばく低減対策を有効に実施するためには、計画線量を適切に定めた上で、事後に計画線量と実際の被ばく線量の比較を行い、計画線量の妥当性を検証することが必要である。このため、東京電力は、計画線量と実際の被ばく線量が比較可能となる作業件名単位で作業別固有番号を付与すること。

(4) 元方事業者に対する指導又は援助

発電所長は、元方事業者が2(1)の放射線管理計画を作成するに当たり、必要な指導又は援助を行うこと。

2 施工計画段階での実施事項

(1) 放射線管理計画の作成

発電所長は、自ら行う放射線業務について、元方事業者は、東京電力から発注されたも

のについて、総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのある放射線業務に係る施工計画を作成するに当たっては、発注された仕様書等に記載されている被ばく低減対策に基づき、以下の事項を記載した放射線管理計画書を作成し、施工計画に盛り込むこと。

ア 1(1)アからカまでに掲げる事項に係る具体的実施内容

イ 作業時間短縮、遮へい用防護衣着用等、作業内容に応じた最適な作業管理による被ばく低減対策

(2) 被ばく線量低減効果の試算及び計画線量設定の基本的考え方

被ばく低減対策の効果を評価するためには、対策を実施しない場合に想定される総計画線量と、対策を実施した場合の総計画線量を比較することが有効である。このため、東京電力及び元方事業者は、(1)の放射線管理計画の策定に当たり、以下の検討を行い、その結果を同計画書に盛り込むこと。

ア 対策を実施しない場合に想定される総計画線量

イ 対策を実施した場合に想定される総計画線量

ウ 対策を踏まえた労働者ごとの計画線量設定(1日当たりの平均個人線量、作業工程、作業期間ごとの平均・最大の個人線量)の基本的な考え方

(3) 作業工程ごとの被ばく低減対策の作成

ア 放射線管理計画に記載されている事項が作業現場で実施されるよう、東京電力及び元方事業者は、被ばく低減対策を作業工程ごとに作成すること。

イ 被ばく線量低減のためには、作業工程ごとに詳細な計画被ばく線量の設定が必要である。このため、元方事業者は、作業工程ごとの計画被ばく線量(最大個人線量、平均個人線量、総計画線量)を設定すること。

(4) 作業工程ごとの計画線量の事後的な検証

被ばく低減対策を継続的に改善していくためには、計画線量と実際の被ばく線量(実績線量)を比較することが必要である。このため、東京電力及び元方事業者は、作業工程ごとに、計画線量と実績線量を比較し、実績線量が計画線量を上回った場合は、その原因を究明し、必要に応じ、当該作業工程より後の放射線管理計画(作業工程ごとの被ばく低減対策を含む。)を見直すこと。

第7 健康管理対策等

1 健康診断等の実施

(1) 労働者の健康管理

ア 健康診断の実施

発電所長及び元方事業者は、自らの労働者に対して労働安全衛生法令に基づく定期健康診断、電離則に基づく健康診断を着実に実施するとともに、当該健康診断の結果について医師の意見を聴取した結果、就業上の措置が必要とされた者に対し、医師の意見を勘案して適切な措置を講じること。

イ 日常的な健康管理

発電所長及び元方事業者は、自らの労働者に対して、作業開始前に、発熱や下痢等、個々の労働者の体調の確認を行い、体調不良の場合には、医師の受診を促す等の措置を講じること。

また、健康診断の結果により健康の保持に努める必要があると認める労働者に加え、長期に渡り（概ね３月以上を目安）発電所において作業に従事している者に対しては、健康診断実施時等の機会を捉え、医師又は保健師による保健指導を実施すること。

特に、過去の健康診断の結果や、調査票を用いた既往歴の調査、自覚症状、他覚症状の有無の検査等から心疾患、脳血管疾患等の基礎疾患が判明した者に対しては、日常的な体調の確認を徹底するとともに、保健指導の実施等により、健康の確保に万全を期すること。

ウ 関係請負人に対する指導及び援助

発電所長及び元方事業者は、関係請負人がア及びイに関する事項を適切に実施できるよう、必要な指導及び援助を実施すること。

(2) 電離放射線健康診断の実施に当たっての留意事項

電離放射線健康診断の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 電離則第 56 条第 1 項に基づく電離放射線健康診断については、同条第 3 項及び第 4 項において項目の省略が認められているが、１年間に受ける実効線量が 5 ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者については、同条第 3 項による項目の省略を行わないことが望ましいこと。

イ 平成 23 年 12 月 16 日以降に、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの累積線量が 50 ミリシーベルトを超えた者については、放射線業務に従事している間、白内障に関する眼の検査を省略せず確実に実施するとともに、当該検査に当たっては、おおむね 1 年に 1 回、細隙灯顕微鏡による検査を行うこと。なお、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。

2 緊急医療体制の確保

発電所長は、本社等と連携し、搬送時間の短縮を図るため、救急搬送体制の強化、ドクターヘリの積極的活用を図るとともに、重症の傷病者に対する救急処置が直ちに実施できるよう、必要な保健・医療体制を検討し、診療室等に必要な医療関連職種を配置するとともに、救急処置のための医療資材・設備を確保しておくこと。

本社等及び発電所長は、発電所における医療スタッフの安定的な確保、被災した労働者の適切な搬送体制の維持・改善のため、国の関係機関、関係医療機関、近隣の消防部局等により組織された連絡協議組織に参加すること。

3 熱中症対策

発電所長及び元方事業者は、別紙 2 に定めるところにより、熱中症対策を適切に実施すること。

4 長期健康管理対策について

発電所長及び元方事業者は、大臣指針に定めるところにより、発電所において緊急作業に

従事した者に対する長期健康管理を適切に実施すること。

5 作業環境の改善

東京電力は、発電所における作業環境の改善を図るため、汚染物の除去・隔離による空間線量率の低減、粉じん等による内部被ばく防止のための土壌の舗装等を計画的に進めること。さらに、労働者の疲労の蓄積の防止及び回復を図るため、適切な休憩所や給食施設の充実に努めること。

第8 厚生労働省への報告

1 事故等の報告

発電所長は、放射線業務及び各種工事において労働災害等（外部医療機関において治療が必要な傷病に限る。）が発生したとき、火災又は爆発の事故、放射性物質若しくは放射性物質に汚染されたものの漏出又は異常被ばくが発生したとき、発電所構内に空間線量率が非常に高い場所を新たに発見したときなどは、速やかにその旨を富岡労働基準監督署長に報告（任意様式）すること。

2 安全衛生統括者の選任の報告

第3の1(1)の安全衛生統括者を選任した場合、発電所長は、その旨を富岡労働基準監督署長に報告（任意様式）すること。また、変更した場合も同様に報告すること。

3 放射線管理計画及びリスクアセスメント結果の報告

ア 発電所長又は元方事業者は、自ら行う放射線業務及び各種工事のうち、総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのあるものについて、放射線業務及び各種工事（資材搬入等の準備作業を除く。）を開始する日の14日前までに、第6の2(1)から(3)で定めるところにより作成した放射線管理計画について、様式第1号を添付して、富岡労働基準監督署長に提出すること。放射線管理計画を変更する場合は、変更に係る作業を開始する前に、変更された放射線管理計画を富岡労働基準監督署に提出すること。

イ 発電所長又は元方事業者は、第6の2(4)に定めるところにより実施した作業工程ごとの実績線量と計画線量の比較の結果を速やかに富岡労働基準監督署長に提出すること（任意様式）。

ウ 東京電力又は元方事業者は、総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのある放射線業務及び各種工事について、第4の2(2)で定めるところにより施工計画段階で実施されたリスクアセスメントの結果の概要について、別紙3に定めるところにより、放射線管理計画に添付して富岡労働基準監督署長へ提出すること。

なお、施工計画の変更に伴い、リスクアセスメントの結果を変更する場合も同様とすること。

エ 3のア及びウに定める放射線管理計画及びリスクアセスメントの対象となる放射線業務及び各種工事は、平成27年11月1日以降に発注されたものとする。

4 放射線作業の報告

ア 発電所長又は元方事業者は、自らが行う仕事について、発電所構内で行われる放射線

業務及び各種工事のうち、労働者の被ばくする実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を行う場合には、あらかじめ（突発事態に対する対応等、状況を把握してから24時間以内に対応する必要がある作業については、作業終了後に速やかに）、様式第2号により、作業件名ごと（作業別固有番号ごと）に、「東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届」を、富岡労働基準監督署長に提出すること。

また、当該作業終了後、従事した労働者の平均実効線量、最高実効線量及び総実効線量の実績値について、速やかに富岡労働基準監督署長に報告（任意様式）すること。

ただし、第6の2(1)の放射線管理計画書を提出した作業に係る届出については、様式第3号に、第6の2(3)に定める作業工程ごとの被ばく低減対策を踏まえて作成した被ばく低減チェックリスト(様式第4号)を添付して提出すること。

イ 発電所長又は元方事業者は、自らが行う仕事に係る作業について、特定高線量作業に該当すると判断するものについて、様式第5号の「特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票」に当該作業に従事する労働者の名簿を添付して富岡労働基準監督署長に提出すること。

5 労働者の被ばく線量の報告

本社の管理者は、発電所構内で放射線業務又は特定高線量作業に従事した全ての労働者の被ばく線量の累計を、毎月末日に、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。なお、報告の際は、全ての労働者と特定高線量作業従事者とを区分して報告すること。

6 安全衛生管理状況の報告

発電所長は、第3の1及び第5の1の措置の実施状況について、様式第6号により四半期ごとに1回、富岡労働基準監督署長に提出すること。

7 指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出について

東京電力及び元方事業者は、次に掲げる指定緊急作業等従事者等に係る記録等について、別紙4に定めるところにより、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

- (1) 電離則第59条の2第1項の規定による健康診断の結果の記録の写し
- (2) 電離則第59条の2第2項の規定による線量等管理実施状況報告
- (3) 大臣指針の第2の2に定めるがん検診等の検査結果

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に係る線量管理に係る留意点について

1 放射線業務及び各種工事従事者の発電所構内への入退所管理

発電所長は、発電所に立ち入る全ての労働者を漏れなく把握し、(1)から(6)までに係る事項を確実に実施すること。

(1) 労働者の基本情報の入手

発電所長は、元方事業者と連携し、発電所で放射線業務及び各種工事を行う全ての事業者から、以下の基本情報の提出を求め、それを保存すること。

作業員番号、中央登録番号、元方事業場名、所属事業場名、氏名、生年月日、住所、電話番号、直近の健診受診日（特殊、一般）、新規入場者教育（特別教育）実施日

(2) 新規入場者教育の実施及びその記録等

発電所長は、元方事業者と連携し、発電所において初めて放射線業務及び各種工事に従事する全ての労働者に対して、電離則第 52 条の 7 に定める特別教育の内容を含む新規入場者教育を実施し、実施記録を労働者の基本情報に追記すること。また、労災補償制度の概要についても周知を図ること。

(3) 入構証等の発行及び入退所管理

発電所長は、新規入場者教育を修了した者に対して、I D 番号及び写真の付された入構証等を発行し、ゲートの入場時刻、退場時刻を I D 番号に対応させて記録すること。

(4) 確実な被ばく線量情報の記録

ア 発電所長は、放射線業務及び各種工事に従事する労働者の A P D のデータを、A P D の返却ごとに I D 番号に対応させて記録すること。

イ 発電所長は、アの記録を、A P D の返却時に労働者に書面により通知すること。

ウ 発電所長は、特定高線量作業に従事する者が、1 月ごとに 1 回、内部被ばくを測定できるよう測定期限が迫っている者に対し通知することが可能な管理を行うこと。

(5) 被ばく線量情報の統合及び通知

ア 労働者基本情報、被ばく情報の統合

発電所長は、労働者基本情報及び被ばく情報を I D 番号別に対応させて統合し、累積線量を積算すること。

イ 事業者及び労働者への通知

発電所長は、統合された全ての放射線業務及び各種工事に従事する労働者の被ばく線量を、外部被ばく線量については翌日（休日の前日については、休日の翌日）、外部被ばく及び内部被ばくを合算した実効線量及びその累計については 1 月ごとに 1 回、自社社員及び元方事業者に対して書面又は電子データにより通知すること。

(6) 特定高線量作業中の立入禁止措置等

発電所長は、平成 23 年 12 月 16 日付け基発 1216 号第 1 号通達の記の 3 により、電離則第 7 条の緊急被ばく限度（100 ミリシーベルト）が適用されるとされている作業（発電所に属する原子炉

施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業（以下「特定高線量作業」という。）に従事する労働者と、それ以外の作業に従事する労働者の被ばく線量は区分して管理すること。さらに、特定高線量作業であることを外見上識別できる措置を講じた上で、特定高線量作業を実施中にその区域内に関係のない労働者が立ち入らないよう、作業指揮者が監視する等の措置を実施すること。

2 APDの管理

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を適切に実施すること。

(1) APDの貸与

発電所長は、労働者本人がAPDを受け取ったことを確実に把握するため、個人別の貸与を徹底すること。

(2) 警報値の設定

ア 警報設定値は、一日当たりに見込まれる最大の線量を超えないように設定するためのものであることから、警報設定値は、可能な限り1日当たりに見込まれる最大の線量に近い値を設定すること。

イ また、作業後の被ばく線量の実績値との比較を通じ、継続的に警報設定値を被ばく線量の実績値に近付けていくこと。

(3) APD測定値の確認等

発電所長及び元方事業者は、APD測定値を把握した後、速やかに、以下の事項を実施すること。

ア ガンマ線による外部実効線量を確認し、線量が警報設定値に比較して著しく低い等（例：警報設定値の5～10%以下）、不自然な場合には、作業内容等を確認すること。

イ 作業内容に比して過大な警報設定値が設定されている場合は、適切な値に修正すること。

ウ 同じ警報値を採用している同一作業グループの中で、他の労働者と比較して被ばく線量が相当程度低い者（例：最も被ばく線量が高い者の5～10%以下）について、作業内容の確認を行うとともに、作業内容に比して過大な警報設定値が設定されている場合は、適切な値に修正すること。

3 積算線量計の管理

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を適切に実施すること。

(1) 管理方法

適切な職業被ばく測定のためには就業中にのみ積算型個人線量計（以下「積算線量計」という。）を着用する必要があることから、発電所長又は元方事業者の管理下で、自社及び関係請負人の労働者について、終業時に積算線量計を適切な場所で保管した上で、翌始業時に積算線量計を装着させること。

(2) コントロールバッジ

積算線量計による適切な職業被ばくの測定のためには、就業時以外の被ばくを差し引くコントロールバッジの適切な運用が重要であることから、使用中の積算線量計の保管場所と同等の空間線量率の場所においてコントロールバッジを適切に保管すること。

また、未使用の積算線量計も、コントロールバッジと同等の空間線量率の場所に保管すること。

4 内部被ばくの測定

発電所長及び元方事業者は、放射性物質の摂取が疑われる場合は即時にホールボディカウンター（以下「WBC」という。）による内部被ばく測定を実施するとともに、やむを得ない緊急の状況により即時のWBCによる測定が困難になった場合には、平成23年8月2日に定めた「福島第一原子力発電所における内部被ばく線量の評価方法について」（以下「統一評価方法」という。）により内部被ばく評価を行うこと。

5 線量記録の適切な管理・保管

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項について必要な体制を構築すること。

- (1) 将来の検証に備え、同発電所作業者に係る外部被ばく、内部被ばくともに、測定器の種類、測定条件、測定結果を可能な限り原票（紙媒体をスキャンした電子媒体を含む。）の形で保管しておくこと。
- (2) 内部被ばく測定の結果、内部被ばく線量が1ミリシーベルトを超えるおそれがあるため核種同定を含む内部被ばく線量の評価を行った場合は、スペクトルデータ、検出限界値といった測定の詳細に加え、摂取日（作業開始日）の根拠となる、WBCの受検時の関係書類、勤務シフト表、出勤簿、放射線管理手帳の写し等の一次記録の保管とともに、内部被ばく線量の計算過程も記録しておくこと。
- (3) 元方事業者は、関係請負人の労働者に係る測定等の結果についても、同様に管理及び保管を行うこと。

6 ベータ線被ばくの評価

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) ベータ線による被ばくがガンマ線による被ばくの10倍以上になるおそれがある場合は、電離則第8条第3項第一号に定める部位に装着する測定器は、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定できる測定器とすること。
- (2) (1)に加え、処理済み廃液を取り扱う場合等、同条同項第三号に該当する場合は、最も多く放射線を被ばくするおそれのある部位に70マイクロメートル線量当量を測定できる測定器を装着して測定を行うこと。
- (3) ベータ線による被ばく線量の実効線量への加算について
 - (1) によって測定された日ごとの70マイクロメートル線量当量が日ごとの1センチメートル線量当量の10倍以上ある場合であって、以下のア又はイで算定された値が積算線量計の測定下限値（0.1ミリシーベルト）以上となる場合は、それぞれの場合に応じ、ア又はイの値を月間の累積1センチメートル線量当量に加算して月間の実効線量を算定すること。

ア (2)の測定が行われていないときは、(1)で測定された月間の累積 70 マイクロメートル線量当量に皮膚の組織加重係数 (0.01) を乗じた値

イ (2)の測定が行われた場合は、(1)の測定器と(2)の測定器でそれぞれ測定された月間の累積 70 マイクロメートル線量当量を皮膚の面積で加重平均した値に皮膚の組織加重係数 (0.01) を乗じた値

(4) 不均等被ばく時の評価について

遮へい用防護衣を着用することにより、不均等被ばくが生じている場合は、遮へいされた身体の部位の全身の表面積に占める割合に応じ、適切に(3)に定める実効線量への加算を行うこと。

7 ガンマ線被ばくに関する不均等被ばくの評価

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) 遮へい用防護衣を着用することにより、不均等被ばくが生じている場合のガンマ線による被ばくの評価については、「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」(平成 11 年 4 月放射線審議会基本部会)に定める計算式により実効線量を算出すること。
- (2) 遮へい用防護衣で遮へいされる部位の範囲が同指針で定める範囲より狭い場合は、より適切な評価のため、同指針別添 4 に掲げられている部位別加重係数の表に基づき、遮へいされる部位の範囲に応じた計算式を設定し、それを用いて実効線量を算出すること。

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する労働者の熱中症予防対策について

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する労働者の熱中症予防対策については、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づき対策を実施するとともに、特に以下の点について重点的に実施すること。

1 作業環境管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) W B G T（Wet-Bulb Globe Temperature）の値の活用

作業場所ごとに W B G T 指数計を設置すること等により、当該場所における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、身体作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症のリスクの評価の結果について記録すること。

(2) 休憩施設の設置

作業に従事する者の人数、作業場所からの距離等も考慮の上、労働者の休憩に必要な休憩施設を適切に設置すること。休憩施設には冷房、トイレを配置するとともに、労働者が水分及び塩分を補給できるようにすること。また、身体冷却のための冷却材、心拍計、体温計等、緊急時の対応も想定した機器を配置すること。さらに、作業の内容等に応じ、作業場所の近傍に車両等を用いた簡易な休憩施設を設置すること。

特に、施設内での水分及び塩分の補給に当たっては、内部被ばくを防止するため、施設内の空気中の放射性物質の濃度を測定するとともに、当該放射性物質の濃度をできるだけ少なくするよう、フィルターによる空気中放射性物質の除去、粘着マットの活用等、必要な措置を講じること。

2 作業管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業時間の短縮等

作業場所における熱中症のリスクに応じて、作業時間の短縮、休憩の頻度や休憩時間の調整、身体作業強度の変更等を行うこと。また、一回の作業時間に上限を設定すること、日中の暑い時間帯を避け、早朝、夕方の比較的涼しい時間帯に作業を行うこと等、作業時間の設定に留意すること。

特に、熱中症による死亡災害が多く発生する 7 月、8 月の 14 時から 17 時の炎天下においては、原則として熱中症のおそれのある作業を行わない等、厳しい条件下での作業に十分に配慮した作業時間を設定すること。なお、連続的な監視が必要な作業等、やむを得ず作業を行う場合には、休憩の頻度、休憩時間の増加等、熱中症予防対策に万全を期すこと。

(2) 暑熱順化

新たに作業に従事する労働者等については、暑熱順化のための期間を設け、作業時間や休憩の頻度、身体作業強度の調整を行う等、暑熱順化に留意すること。暑熱順化期間については、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3) 水分及び塩分の摂取

作業を管理する者が、労働者に対し水分及び塩分を摂取するよう注意喚起し、労働者の自覚症状の有無にかかわらず、作業前後において水分及び塩分の摂取を徹底させること。また、チェック表を用いる等により個々の労働者が確実に水分及び塩分を摂取していることを確認し、記録すること。

(4) 適切な保護衣の着用

透湿性・通気性の良い服装を着用させるとともに、必要に応じ、身体を冷却する機能を持つ作業着（クールベスト等）を着用させること。また、直射日光下では通気性の良いヘルメット等の着用、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること等の措置を実施すること。

(5) 作業を管理する者による確認、指導

作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

また、作業を管理する者は、WBGT値の測定状況、水分及び塩分の摂取状況、労働者の健康状態のチェックの状況等について確認・指導を行い、対策が確実に実施されるよう徹底すること。

3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 労働者の健康状態の確認等

作業指揮者は、作業開始前に、睡眠の状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調について、チェック表を用いる等により個々の労働者の健康状態を確認し記録するとともに、休憩時間、作業後に体調の変化がないか確認し必要な措置を講じること。また、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。さらに、全面マスクの着用等により意思疎通が十分にできないおそれもあることから、体調不良の場合には必ず申し出るよう労働者に周知すること。

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア 定期健康診断等の実施やこれに基づく事後措置の徹底を図るとともに、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の有無にも留意し、作業時間の制限等の適切な措置を講じること。

イ 監理・監督者による巡視、労働者からの申し出、休憩時の心拍数（bpm）のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な労働者について心拍数が数分間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、身体作業強度がピークに達した時点から 1 分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。

4 労働衛生教育

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

作業を管理する者や作業者に対して、特に以下を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図るとともに、緊急時の措置等、必要な事項に

ついて休憩施設等に掲示すること等により確実に周知すること。

- ・ 作業者の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

5 救急処置

発電所長は、緊急作業に従事する労働者の熱中症の発生に備え、医師等医療スタッフが常駐する医務室を適切に運用すること。さらに、被ばく防止の観点も含めた、医師等への連絡、医務室等へ搬送、身体のコリ方法等の応急処置、病院等への搬送の手順等を作成し、救急処置が迅速に行われるよう、医師、作業を管理する者等の関係者及び労働者に周知すること。また、これらの事項について休憩施設等に掲示すること等により、発電所構内の労働者に対し確実に周知すること。

元方事業者は、作業指揮者及び労働者に対して、東京電力が設置する医務室の利用を呼びかけるとともに、体調に異変を感じた労働者が発生した場合、直ちに医務室に連絡することについて周知徹底を図ること。

6 協力会社に対する指導・支援

発電所長は、元方事業者及び東京電力が自ら行う仕事の関係請負人に対し、熱中症予防の観点から、上記1から5の措置の徹底について指導するとともに、労働衛生教育の実施、休憩施設の活用等に対し支援を行うこと。

リスクアセスメント結果概要の報告に必要な項目

第 6 の 2 (1) の施工計画策定時に東京電力及び元方事業者が行うリスクアセスメントの実施に当たっては、危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 18 年 3 月 10 日 指針公示第 1 号）の規定に従って実施することとし、関係請負人が行う作業を含め、放射線業務又は各種工事について行うこと。

また、リスクアセスメントは、作業工程ごとに実施することとし、その結果の概要については、以下の項目を含めること。

1 工事の概要

- (1) 工事内容の概要
- (2) 作業工程
- (3) 作業工程別の作業内容

2 作業工程ごとの危険性・有害性の洗い出し

- (1) 作業方法（作業を行う際に使用する機械、器具その他の設備の種類、台数、配置等を含む。）
- (2) 危険性又は有害性、発生するおそれのある災害
- (3) 予定されている災害防止対策（放射線の被ばく低減対策（防護マスクの着用、作業時間の制限等）、その他の危険又は健康障害防止対策等を含む。）

3 作業工程ごとのリスクの見積もり及びリスク低減措置の優先度の設定

- (1) 特定された危険性又は有害性
- (2) 見積もられたリスク
- (3) 設定されたリスク低減措置の優先度

4 作業工程ごとのリスク低減措置の内容

- (1) リスク低減措置の内容（放射線の被ばく低減対策、作業を行う際に使用する機械、器具その他の設備の種類、台数、配置等を含む。）
- (2) 措置実施後のリスクの見積もり、残存リスク（措置実施日、次回検討事項を含む。）

5 確認者

- (1) リスクアセスメント実施管理者及び実施者、実施年月日
- (2) 工事施工担当者（東京電力が自ら行わない仕事を発注する場合にのみ記載）

指定緊急作業等従事者等に係る健康診断結果等の記録等の提出に係る留意事項

1 電離則第 59 条の 2 第 1 項の規定による健康診断の結果の記録の写しの報告について

- (1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）様式第 5 号には、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 4 項に基づく指示による臨時健康診断の結果が含まれること。

また、電離則様式第 1 号の 2 及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染則」という。）様式第 2 号には、配置替えの際の健康診断の結果が含まれること。

なお、電離則様式第 1 号の 3 の特例緊急作業従事者に係る「緊急時電離放射線健康診断個人票」については、他の業務に配置替えの際及び離職する際の健康診断の結果が含まれること。

- (2) 発電所構内の作業に従事する労働者に係る報告については、発電所長又は元方事業者が、自らが行う仕事における関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。なお、関係請負人、対象となる労働者ともに少数である場合等であって、関係請負人において確実に報告がなされると認められる場合には、この限りでないこと。

また、当該報告については、指定緊急作業等従事者等を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、指定緊急作業等従事者等の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

- (3) 報告に当たっては、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンした PDF 形式による電磁的記録）又は CSV 形式による電磁的記録により報告すること。CSV 形式による電磁的記録による場合は、一般健康診断結果については別添 1 のデータフォーマット、電離則又は除染則に基づく健康診断結果については別添 2 のデータフォーマットを使用すること。

なお、健康診断結果の個人票に、過去の健康診断結果や複数の労働者の健康診断結果が記載されている等、複数回、複数人の健康診断結果が記載されている場合には、報告対象となる健康診断結果に矢印を付しそれ以外の健康診断結果を斜線等で消去すること、又は、報告対象となる労働者及び健診実施年月日の一覧を別途添付すること等により、対象を明確にした上で報告すること。

- (4) 報告対象、件数等を確実に把握するため、様式 1 に必要事項を記入の上、報告に添付すること。

2 電離則第 59 条の 2 第 2 項の規定による線量等管理実施状況報告について

- (1) 発電所構内での作業に係る線量等管理実施状況報告

発電所長は、発電所構内において指定緊急作業等又は放射線業務に従事する全ての指定緊急作業等従事者等（元方事業者及びその関係請負人の労働者を含む。）に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

この場合、元方事業者及び関係請負人から改めて報告する必要はないが、線量等管理実施状況報告

に記載されている労働者の住所、所属事業場等に変更があった場合は、元方事業者において、関係請負人の労働者に係る変更をとりまとめ、東京電力を通じる等により、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

(2) 発電所以外の原子力施設等での作業に係る線量等管理実施状況報告

当該報告については、指定緊急作業等従事者等を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、指定緊急作業等従事者等の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものをとりまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

(3) 報告に当たっては、原則として、別添3のデータフォーマットのCSV形式による電磁的記録により行うこと。

なお、報告に当たっては、報告対象、件数等を確実に把握するため、様式1に必要事項を記入の上、報告に添付すること。

3 大臣指針に基づくがん検診等の結果の報告について

(1) 大臣指針の第2の2に定めるがん検診等の検査を指定緊急作業等従事者等に対して実施した場合、大臣指針第4の1(2)により、受診者の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む結果を厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。また、白内障に関する眼の検査において水晶体の写真を撮影した場合は、その写真を電磁的記録等により提出すること。

(2) 報告に当たっては、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）又はCSV形式による電磁的記録により報告すること。CSV形式による電磁的記録による場合は、別添4のデータフォーマットを使用すること。

なお、検診結果の報告について受診者の同意を得られない場合は、別添4の検診の種類、個人番号、中央登録番号、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、実施年月日を記載し、実施した検査項目の欄に「提出不同意」と記載して報告すること。その他、1(3)のなお書き及び1(4)に準ずること。

(3) 一般健康診断における胸部エックス線検査と大臣指針に基づく肺がん検診における胸部エックス線検査を兼ねて行った場合、1による報告に加え、別途がん検診等の結果として報告すること。その際、個人票の写し（又は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）による報告に当たっては、健診（検診）の種類を記載すること。

4 その他

電磁的記録で提出する場合は、原則として、提出媒体は、DVD等のメディアによること。なお、当該メディアは返却しないことに留意すること。

発電所作業員の長期的健康管理結果報告について

1 報告企業名：

担当者名：

TEL：

e-mail：

2 報 告 日： 年 月 日

3 線量報告対象期間： 年 月～ 年 月

※ 原則として3月を超えない期間とすること。

4 健康診断結果報告対象期間：

※ 記録を作成後、遅滞なく報告する必要があることに留意すること。

5 報告枚数等： 枚/ファイル

※ 電磁的記録媒体で報告する場合は、ファイル数（PDF○ファイル、CSV○ファイル等）を記載してください。

6 報告件数

種類	件数
一般健康診断結果	件
電離放射線健康診断結果	件
作業・被ばく状況（月次）	件
作業・被ばく状況（日次）	件
その他の検査	件

● 一般健康診断に係るデータフォーマット

(留意事項)

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。特に血液検査等については、単位に注意すること。
- ・ 当該検査項目を実施していない場合は「」（ブランク）、「_」又は「検査せず」と記載すること。（「-」と記載すると陰性なのか、実施していないか判別できないため）

提出フォーマット	備考
元請企業，問合せ先企業，健診の種類（一般健診・雇入時健診），個人番号，中央登録番号，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，雇入年月日，性別（男・女），健診年月日，既往歴，自覚症状（なし・記述），他覚症状（なし・記述），身長（cm），体重（kg），BMI，腹囲（cm），右視力裸眼，右視力矯正，左視力裸眼，左視力矯正，右聴力 1000Hz（所見なし・所見あり），右聴力 4000Hz（所見なし・所見あり），左聴力 1000Hz（所見なし・所見あり），左聴力 4000Hz（所見なし・所見あり），聴力検査方法（オーディオ・その他）， 胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰検査（異常なし・記述），収縮期血圧（mmHg），拡張期血圧（mmHg）， 血色素量（g/dL），赤血球数（万/mm³），ヘマトクリット（％），血小板数（万/mm³）， GOT（AST）（IU/L），GPT（ALT）（IU/L），γ-GTP（IU/L），総コレステロール（mg/dL），LDL コレステロール（mg/dL），HDL コレステロール（mg/dL），トリグリセライド（mg/dL）， 血糖（mg/dL），HbA1c（％）， 尿糖（+・-・+++・++++），尿蛋白（+・-・+++・++++），尿潜血（+・-・+++・++++）， 心電図（所見）， その他の検査，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，健診を実施した施設名，医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考，	・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日: 年は西暦 ・ 胸部エックス線検査は撮影法を書くこと。大臣指針による肺がん検診を兼ねている場合は別添4にも記載すること。 （貧血検査） （肝機能検査） （血糖検査） （尿検査） （心電図検査） ・ その他の検査: 同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添4にある項目を除く。

飲酒状況，飲酒開始年齢，飲酒終了年齢，1日飲酒量(日本酒換算)，喫煙状況，喫煙開始年齢，喫煙終了年齢，1日喫煙本数	(生活習慣) ・ 喫煙本数は整数で入力すること。 ・ 健診結果に、20本以上等の整数以外の記載があった場合は喫煙状況欄に記載し、喫煙本数は空欄とすること。
--	---

● 電離放射線健康診断・臨時健康診断・緊急時電離放射線健康診断に係るデータフォーマット

(留意事項)

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。特に血液検査等については、単位に注意すること。
- ・ 当該検査項目を実施していない場合は「」（ブランク）、「_」又は「検査せず」と記載すること。（「-」と記載すると陰性なのか、実施していないか判別できないため）

提出フォーマット	備考
元請企業，問合せ先企業，健診の種類（電離健診・臨時健診・緊急時電離健診），個人番号，中央登録番号，氏名のフリガナ，氏名，性別（男・女），生年月日，雇入年月日，判定と処置，健診年月日， 白血球数（個/mm ³ ），リンパ球（%），単球（%），異型リンパ球（%），好中球棒状核（%），好中球分葉核（%），好中球全体（%），好酸球（%），好塩基球（%），赤血球数（万/mm ³ ），血色素量（g/dL），ヘマトクリット（%），その他， 水晶体の混濁（有・無）， 甲状腺刺激ホルモン（TSH），遊離トリヨードサイロニン（free T3），遊離サイロキシニン（free T4）， 発赤（有・無），乾燥又は縦じわ（有・無），潰瘍（有・無），爪の異常（有・無）， 体重， その他の検査，全身所見，自覚的訴え，参考事項， 医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述）， 健診を実施した医師の氏名，健診を実施した施設名， 医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考	・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日: 年は西暦 4 桁 （血液検査） （目の検査） （甲状腺） （皮膚の検査） ・ その他の検査: 同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添4にある項目を除く。

● 作業・被ばく状況に係るデータフォーマット

(留意事項)

- ・ 下表の左欄の項目について、1 人の対象期間ごとに各項目をコンマで区切って 1 行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。

提出フォーマット	備考
元請企業，問合せ先企業，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，性別（男・女），個人番号，中央登録番号，緊急作業従事前の被ばく線量，郵便番号，住所，電話番号，緊急作業時の所属事業場の名称，緊急作業時の所属事業場の所在地，電話番号，現在の所属事業場の名称，現在の所属事業場の所在地，電話番号，	(個人識別情報) ・ 外国人について、氏名欄は、漢字表記を持たない場合はアルファベット表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ・ 生年月日: 年は西暦で記載すること。 ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 緊急作業従事以前の被ばく線量: 不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ・ 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 ・ 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。
対象期間（○年○月分），当月従事開始日，外部被ばく実効線量（mSv），眼の水晶体の等価線量（mSv），皮膚の等価線量（mSv），	(対象月分累積線量) ・ 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの期間の累積線量を報告すること。 ・ 年は西暦で記載すること。 ・ 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。暫定値の場合は備考欄に暫定と記載して報告すること
預託線量（mSv），測定日，摂取日，核種，計測値（Bq 又は cpm），核種，計測値（Bq 又は cpm），核種，計測値（Bq 又は cpm），通常・指定緊急作業等の区別（通常・指定緊急），作業の場所，作業の内容，安定ヨウ素剤の使用状況、備考	(内部被ばく測定結果) ・ 計測値(Bq 又は cpm): 単位を記載すること。(Bq 又は cpm は数値の後に付け、半角とすること。) (作業の場所・作業内容) ・ 作業の場所: 通常作業の場合も記載すること。東電福島第一原子力発電所での放射線業務(通常作業を含む)は当該施設名称を記載すること。 ・ 作業の内容: 指定緊急作業等の場合に記載。

	報告対象者が従事した作業に関して、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。 作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。 安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。
--	--

● 日々の被ばく線量に係るデータフォーマット

(留意事項)

- ・ 下表の左欄の項目について、1 人 1 回の測定ごとに各項目をコンマで区切って 1 行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。

提出フォーマット	備考
元請企業，問合せ先企業，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，個人番号，中央登録番号，測定開始日時，測定終了日時，外部被ばく実効線量（mSv），測定位置（胸、首、手）	（個人識別情報） ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 測定開始時間が不明の場合は当該時刻は「0:00:00」とし、測定終了時間が不明の場合は当該時刻を「23:59:59」と記載すること。 （外部被ばく線量） ・ 緊急作業に従事している場合は1月の間の日々の線量を、通常の放射線作業に従事している場合は3月の間の日々の線量を提出すること。 ・ 一回の被ばく線量測定ごとに一行の記録とすること。 ・ 測定位置（胸、首、手等）が複数ある場合は、それぞれで作成すること。

● その他の検査、健康相談・保健指導に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 健康相談・健康指導の場合は（白内障）から（その他）まで空欄とすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。特に血液検査等については、単位に注意すること。
- ・ 白内障に関する眼の検査において、水晶体の写真を撮影した場合は、その写真を電子データ等により提出すること。
- ・ 当該検査項目を実施していない場合は「」（空白）、「_」又は「検査せず」と記載すること。（「-」と記載すると陰性なのか、実施していないか判別できないため）

提出フォーマット	備考
元請企業，問合せ先企業，健診の種類（その他の検査・健康相談等），個人番号，中央登録番号，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，実施年月日， 実施した医師名，実施した施設名， 白内障検査方法，眼の所見， 皮膚の所見， 甲状腺刺激ホルモン（TSH），遊離トリヨードサイロニン（free T3），遊離サイロキシニン（free T4），TSH レセプター抗体（TRAb），マイクロゾームテスト（MCPA），抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体（抗 TP0 抗体），抗サイログロブリン抗体（TgAb），甲状腺超音波， 胃エックス線透視，胃内視鏡，ピロリ菌，ペプシノゲン1（ng/mL），ペプシノゲン2（ng/mL），ペプシノゲン1/2 比， 便潜血，大腸エックス線透視，大腸内視鏡， 胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰細胞診（異常なし・記述）， 頭部・頸部，胸部，腹部，その他の部位， HBs 抗原（HBsAg）（定性），HBs 抗体（HBsAb）（定性），HBc 抗体（HBcAb）（定性），HBe 抗原（HBeAg）（定性），HBe 抗体（HBeAb）（定性），HCV 抗体（HCV Ab）（定性）， 尿素窒素，クレアチニン，尿酸， Na，K，Cl，Ca，P， 高感度 CRP（mg/dL），	・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日: 年は西暦 （白内障） （皮膚） （甲状腺） （上部消化管・胃） （下部消化管・大腸） （肺） （CT・MRI 等） （その他（B 型肝炎・C 型肝炎）） （腎機能検査） （血清電解質検査） （その他）

健康相談・保健指導の記事，医師の診断（傷病名）， 備考	（健康相談・保健指導）
--------------------------------	-------------

放射線管理計画の届出

事業の種類		事業場の名称		
主たる事務所の所在地		電話 ()		
作業の件名				
作業の概要				
作業の場所				
作業の期間 (全体工期)		()		
放射線環境	外部放射線による 線量当量率 (mSv/h)		外部放射線による 線量当量率 (mSv/h)	
	表面汚染密度 (Bq/cm ²)		表面汚染密度 (Bq/cm ²)	
	空气中濃度 (Bq/cm ³)		空气中濃度 (Bq/cm ³)	
休憩所等の整備 計 画				
移動動線計画				
熱中症予防 措 置 等				
総労働者数 (人日) 見込み		総計画線量 (人・mSv)	対策実施前	
			対策実施後	
個人計画線量の 設定	1日当たりの個人線量 (mSv/日)			
	平均個人線量 (mSv/人)		最大個人線量 (mSv)	

令和 年 月 日

事業者職氏名

発注者として上記放射線管理計画を確認しました。

東京電力担当者職氏名

労働基準監督署長 殿

【備考】

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合は、東京電力から発注された作業の件名を記入すること。
- 3 「放射線環境」については、原則として、最新の外部放射線による実効線量の測定結果マップ（作業場所の図面と兼ねても可。）を添付すること。
- 4 「放射線環境の監視の方法」の欄は、測定器、測定の方法、測定の頻度等について記入すること。
- 5 「休憩所等の整備計画」の欄は、使用する休憩所の場所、総面積、同一時間に利用が見込まれる作業員の最大数、設備等の計画の概要について記入すること。
- 6 「移動動線計画」の欄は、休憩所から作業場所への動線、緊急時の避難経路等の計画の概要を記入し、見取図を添付すること。
- 7 「熱中症予防措置等」の欄について、暑熱な時期には、作業時間帯の設定、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩所までの距離のほか、保冷剤付き作業服等の着用、熱中症に関する労働衛生教育の実施予定など熱中症対策の主要事項について記入するとともに任意の様式で作成した熱中症対策のチェックリストを添付すること。暑熱な時期以外については、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩所までの距離等について記入すること。
- 8 「総労働者数（人日）見込み」の欄は、工事全体を通じた労働者数（人日）の見込みについて記入すること。
- 9 「総計画線量」の欄は、被ばく低減対策実施前・実施後の集団線量を記入すること。
- 10 「個人計画線量の設定」の欄は、作業期間を通じた、1日当たり個人線量、平均個人線量及び最大個人線量を記入すること。また、作業工程ごとの実績線量と計画線量の比較の結果を各作業工程終了後に速やかに提出すること。
- 11 放射線管理計画に記載されている事項が作業現場で実施されるよう、作業工程ごと被ばく低減対策（別添）を添付すること。
- 12 この届出に記入しきれない事項は、別紙を添付すること。

作業工程ごとの被ばく低減対策

作業工程の概要 (作業の件名)				
作業の場所				
作業の期間		総労働者数の見込み (人日)		
被ばく低減のための 工法の検討結果				
高線量箇所（線源）の 除染等の計画				
高線量箇所（線源）からの 離隔距離の確保の計画				
高線量箇所（線源）に 対する遮へい計画				
休憩所等の整備、作業場所 への移動動線の最短化				
保護衣及び保護具の計画				
作業管理計画				
放射線環境		ガンマ線	ベータ線	
	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)			
	表面汚染密度 (Bq/cm ²)			
	空气中濃度 (Bq/cm ³)			
作業工程ごとの計画線量	平均個人線量 (mSv/ 人)		総計画線量 (人・mSv)	
	最大個人線量 (mSv)		警報設定値 (mSv)	

【備考】

- 1 この様式は、各作業工程における被ばく線量対策、計画線量等について記入すること。複数の作業工程がある場合は、一つの工程ごとに別の様式に記入すること。
- 2 「工法の検討」の欄は、被ばく低減のための無人化工法や遠隔操作による工法などについて行った検討結果の概要を記入すること。
- 3 「高線量箇所（線源）の除染等の計画」の欄は、作業開始前における除染等の実施計画の概要を記入すること。
- 4 「高線量箇所（線源）からの離隔距離の確保の計画」の欄は、作業場所（待機場所を含む。）と高線量箇所（線源）の離隔距離を確保するための作業場所の配置計画の概要を記入すること。
- 5 「高線量箇所（線源）に対する遮へい計画」の欄は、高線量箇所（線源）に対する遮へい工事等の計画の概要を記入すること。
- 6 「高線量箇所（線源）における作業時間の計画」の欄は、高線量箇所（線源）における各種作業に要する作業時間の計画の概要を記入すること。
- 7 「休憩所等の整備」の欄は、使用する休憩所の場所、総面積、同一時間に利用が見込まれる作業員の最大数、設備等の計画の概要について記入すること。
- 8 「作業管理計画」の欄は、作業時間短縮、遮へい用防護衣の着用等、作業に応じた最適な作業管理の計画の概要について記入すること。

東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届
(放射線管理計画を提出していない作業に係るもの)

事業の種類	元方事業場の名称	事業場の所在地		
作業の件名				
作業指揮者の 職 氏 名				
関係請負人の 名称及び所在地				
作業の場所				
作業の期間 (全体工期)	()	作業者数		
		元方事業場	関係請負人	合計
作業の概要	(作業規模：)			
放射線環境	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)			
	表面汚染密度 (Bq/cm ²)			
	空气中濃度 (Bq/cm ³)			
放射線遮へい、 遠隔操作等の 被ばく防止の措置				
汚染防止の措置				
保護衣及び 保 護 具				
放射線測定器		警 報 計 (警報設定値)	()	
熱中症予防措置等				
事故等発生時の 避難等の措置				
放射線環境の 監視の方法	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)			
	表面汚染密度 (Bq/cm ²)			
	空气中濃度 (Bq/cm ³)			
計画線量	平均個人線量 (mSv/人)		備 考	
	最大個人線量 (mSv)			
	総計画線量 (人・mSv)			

令和 年 月 日

事業者職氏名

発注者として上記作業届を確認しました。

東京電力担当者職氏名

労働基準監督署長 殿

【備考】

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「元方事業場」の欄は、東京電力が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー）を記入し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記入すること。
元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記入すること。
- 3 「作業指揮者職氏名」の欄は、元方事業場の職員であって実際に作業指揮を行う者の職氏名を記入すること。
- 4 「作業の名称」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力から発注された名称を記入すること。
- 5 「関係請負人の名称及び所在地」の欄には、全ての関係請負人を記入すること。
- 6 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1か月を超えないこと。発注された工期が1か月を超える場合は、分割して作業届を提出することし、分割して届け出る場合括弧内には全体の工期を記入すること。
- 7 「作業の概要」の欄は、可能な限り具体的に記入するものとし、作業工程の概要が分かる書面及び実際の作業場所がわかる図面を添付すること。括弧内に作業規模（1日当たりの作業人数×1日当たりの作業時間×作業日数）を記入すること。また、当該作業が平成23年12月16日付け基発1216第1号通達の記の第3（1）で定める作業（特定高線量作業）に該当する場合には、特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票（様式第5号）を添付すること。また、東京電力が、発注した作業の工事監理について自ら作業を行う者として作業届を提出する場合は、工事監理の対象となる作業名称（発注した工事名称）と発注先、当該作業の作業届の提出状況及び提出されている場合は受理番号について記入した書類を添付すること。
- 8 「放射線遮へい、遠隔操作等の被ばく防止の措置」については、有効な放射線防護衣の着用、被ばくを低減するための作業工程、作業場所までの移動方法の検討結果、作業時間の設定、モックアップによる訓練の実施予定等を含め、可能な限り具体的に記入すること。
- 9 「汚染防止の措置」については、汚染水、汚染空気、汚染物等の事前の除去、除洗の実施方法等も含め、可能な限り具体手的に記入するほか、万一、汚染が発生した場合の対処方法を記入すること。
- 10 「放射線環境」については、原則として、最新の外部放射線による実効線量の測定結果マップ（作業場所の図面と兼ねても可。）を添付すること。
- 11 「汚染防止の措置」の欄は、汚染拡大防止措置、汚染された物の取扱い及び処理の方法等について可能な限り具体的に記入すること。
- 12 「熱中症予防措置等」には、暑熱な時期には、作業時間帯の設定、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩所までの距離のほか、保冷剤付き作業服等の着用、熱中症に関する労働衛生教育の実施予定など熱中症対策の主要事項について記入するとともに任意の様式で作成した熱中症対策のチェックリストを添付すること。暑熱な時期以外については、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩所までの距離等について記入すること。
- 13 「事故等発生時の避難等の措置」には、事故等が発生した場合の警報の方法、緊急に必要なある応急措置、避難経路、被災者の緊急搬送の方法等について記入すること。避難場所及び避難経路を記入した図面を添付すること。
- 14 「放射線環境の監視の方法」の欄は、測定器、測定の方法、測定の頻度等について記入すること。
- 15 「備考」の欄は、その他特記すべき事項、参考となる事項を記入すること。

東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届
(放射線管理計画を提出した作業に係るもの)

事業の種類	元方事業場の名称	放射線管理計画の受理番号		
事業場の所在地	電話 ()			
作業の件名				
作業指揮者の 職 氏 名				
関係請負人の 名称及び所在地				
作業の期間 (全体工期)		作業者数		
		元方事業場	関係請負人	合計
放射線測定器		警 報 計 (警 報 設 定 値)	()	
熱中症予防措置等				
計 画 線 量	平均個人線量 (mSv/人)			
	最大個人線量 (mSv)			
	総計画線量 (人・mSv)			
備考				

令和 年 月 日

事業者職氏名

発注者として上記作業届を確認しました。
東京電力担当者職氏名

労働基準監督署長 殿

【備考】

- 1 この様式は、放射線管理計画の届出（様式第1号）を行った作業に係る放射線作業届を提出する際に使用すること。また、被ばく低減対策チェックリスト（様式第4号）を添付すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「元方事業場」の欄は、東京電力が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー）を記入し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記入すること。
元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記入すること。
- 4 「放射線管理計画の受理番号」の欄は、放射線管理計画の届出の受理番号を記入すること。
- 5 「作業指揮者職氏名」の欄は、元方事業場の労働者であって実際に作業指揮を行う者の職氏名を記入すること。
- 6 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力から発注された作業の件名を記入すること。
- 7 「関係請負人の名称及び所在地」の欄には、全ての関係請負人を記入すること。
- 8 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1か月を超えないこと。発注された工期が1か月を超える場合は、分割して作業届を提出することとし、分割して届け出る場合は、括弧内に全体の工期を記入すること。
- 9 「熱中症予防措置等」の欄について、暑熱な時期には、作業時間帯の設定、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩所までの距離のほか、保冷剤付き作業服等の着用、熱中症に関する労働衛生教育の実施予定など熱中症対策の主要事項について記入するとともに任意の様式で作成した熱中症対策のチェックリストを添付すること。暑熱な時期以外については、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩所までの距離等について記入すること。
- 10 「備考」の欄は、その他特記すべき事項、参考となる事項を記入すること。

被ばく低減対策チェックリスト

工程の概要 (作業の件名)			
作業の場所			
作業の期間			
		放射線管理計画に記載されている作業工程ごとの計画の内容	放射線届けの対象作業で実施する具体的な被ばく低減対策の内容
高線量箇所（線源）の除染等			
高線量箇所（線源）からの離隔距離の確保			
高線量箇所（線源）に対する遮へい			
休憩所等の整備、作業場所への移動動線の最短化			
保護衣及び保護具			
作業管理			
作業工程ごとの計画線量	平均個人線量	mSv／人	mSv／人
	最大個人線量	mSv	mSv
	総計画線量	人・mSv	人・mSv

【備考】

- 1 当該様式は、各工程における被ばく線量対策、計画線量等について記入すること。
- 2 「放射線管理計画の内容」の欄は、放射線管理計画の届出に記入した各工程における「高線量箇所（線源）の除染等の計画」等の概要について記入すること。
- 3 「実施する被ばく低減対策の内容」の欄は、各工程において実施する被ばく低減対策の概要を「高線量箇所（線源）の除染等の計画」等の項目ごとに記入すること。

特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票

作業の名称及び受付番号がある場合は受付番号：

1-1 作業場所（注：作業場所の位置関係がわかる図面を添付すること。線量率の分布図で作業場所を把握できる場合は省略可）

監督署記載欄
☐ 原子炉施設
☐ 蒸気タービン施設
☐ これらの周辺
 の区域ある。

1-2 作業場所の線量率：_____mSv/h （注：作業場所の線量率の分布図を添付すること。）

監督署記載欄： ☐ 0.1mSv/h 以上である。

2. 作業の概要

(概要)

監督署記載欄	☐ 原子炉容器又は使用済燃料貯蔵設備の冷却機能を維持する作業である。	
	設備等の名称 ：	
	設備等の種類	☐ 注水による冷却機能を維持するための設備
	上記機能を維持するための設備等の	☐ 運転 ☐ 保守 ☐ 修理 ☐ 取替 ☐ 機器の追加 ☐ その他（ ） の作業である。
	☐ 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能を維持する作業である。	
	設備の名称 ：	
	設備の種類	☐ 汚染水処理機能を維持するための設備 ☐ 汚染水や放射性物質が海洋、地下水、大気又は土壌に漏出することと防止するための機能を維持するための設備（海水循環装置、遮水壁、汚染物質保管コンテナ等） ☐ 水素爆発の防止のための窒素封入機能を維持するための設備 ☐ その他（ ）
上記設備の	☐ 運転 ☐ 保守 ☐ 修理 ☐ 取替 ☐ 機器の追加 ☐ その他（ ） の作業である。	

監督署記載欄：上記により、特定高線量作業であるものと

☐ 確認する。
☐ 確認できない。

東京電力福島第一原子力発電所構内における安全衛生管理状況報告

令和 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（第 四半期）の
安全衛生管理状況について、次のとおり報告します。

1 安全衛生管理体制

- （１）安全衛生統括者の職氏名：
（２）工事安全施工管理者の職氏名：
（３）元方事業者の安全衛生管理を行う者の職氏名：
（４）安全衛生管理体制

福島第一原子力発電所	組織名	人数			
放射線管理担当		専任	人	併任	人
工事安全施工管理担当		専任	人	併任	人
安全衛生委員会担当		専任	人	併任	人
安全衛生教育担当		専任	人	併任	人
作業計画審査担当		専任	人	併任	人
熱中症対策担当		専任	人	併任	人
安全衛生協議会担当		専任	人	併任	人

（５）健康管理体制

福島第一原子力発電所	医師	看護師等
医師・看護師等の人数	人（内 精神科医 人）	人

医師・看護師等の勤務時間		
--------------	--	--

2 東京電力が自社労働者の安全衛生管理として実施した事項

(1) 安全衛生委員会の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった調査審議事項	改 善 状 況	改善月日

(2) 作業計画又は作業の作成状況

作業計画のうち被ばく管理 上重要な部分を変更したも の又はその作業（工事）名	変 更 内 容	変更月日

(3) 電離放射線健康診断結果に基づく電離則第59条に該当する措置の実施状況

措 置 の 内 容	当該措置を行った労働者数	実施月日

(4) メンタルヘルス対策の実施状況

措 置 の 内 容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認（問診票の配布等）		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

(5) 熱中症対策の実施状況

措 置 の 内 容	実施内容	実施月日
-----------	------	------

休憩所の設置		
休憩時間の確保		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

3 関係請負人に対する実施事項

(1) 安全衛生協議組織の開催状況

開催月日	被ばく管理も含めた安全衛生管理上 問題となった協議事項	改 善 状 況	改善月日

(2) 関係請負人の作業計画に対する指導等の実施状況

作業（工事）名	作 業 内 容	被ばく管理も含めた安全衛生管理上 重要な事項に関し行った指導又は援助の内容	実施月日

(3) 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導等の実施状況

教 育 名 (関係請負人数)	教 育 内 容	被ばく管理も含めた安全衛生管理上 重要な事項に関し行った指導又は援助の内容	実施月日

(4) 関係請負人が行うメンタルヘルス対策の指導等の実施状況

措 置 の 内 容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認（問診票の配布等）		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

（５）関係請負人が行う熱中症対策の指導等の実施状況

措 置 の 内 容	実施内容	実施月日
休憩所の設置		
休憩時間の確保		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

（６）関係請負人が行った健康管理に対する指導等の実施状況

イ 電離放射線健康診断の実施に対する指導等

指 導 又 は 援 助 の 内 容	関係請負人数（労働者数）	実施月日

ロ 関係請負人所属労働者に対する電離則第５９条に該当する措置に関して行った指導等

措置の内容	指導又は援助の内容	関係請負人数（労働者数）	実施月日

備考

- 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 本様式のほか、安全衛生管理規程、保安規定、その他労働者の安全と健康の確保のために必要な事項を定めた規定等及び業務の概要を示す書面（パンフレットで可）を添付すること。

- 3 上記2の添付書類については、その前回の報告内容から変更がない部分については報告する必要はないものであること。
- 4 本様式の3については、原子力事業者が関係請負人に対して実施した事項のみならず、元請工事業者が関係請負人に対して実施した事項についてもできる限り記載すること。
- 5 3(1)～(3)については、被ばく管理上の問題だけではなく、原発各種工事を安全に実施する上で問題となった事項や重要と考えられる事項についても記載すること。

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

厚生労働省労働基準局長

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」
の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた安全衛生対策については、東京電力及び元方事業者が実施すべき事項を一体的に示した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」(平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号。以下単に「ガイドライン」という。)を定め、廃炉作業に従事する労働者の安全衛生管理の徹底を図っているところです。

今般、放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 17 号)が令和 5 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、ガイドラインを別添のとおり改正いたしました。

貴職におかれては、元方事業者及び関係請負人に対して本改正の周知徹底を図るとともに、同発電所における労働災害防止対策の一層の推進を図っていただくようお願い申し上げます。

ガイドラインの改正箇所については、別添参考資料を御参照ください。

別記の元方事業者の代表者 殿

厚生労働省労働基準局長

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」
の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた安全衛生対策については、東京電力及び元方事業者が実施すべき事項を一体的に示した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」(平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号。以下単に「ガイドライン」という。)を定め、廃炉作業に従事する労働者の安全衛生管理の徹底を図っているところです。

今般、放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 17 号)が令和 5 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、ガイドラインを別添のとおり改正いたしました。

貴職におかれては、関係請負人に対して本改正の周知徹底を図るとともに、同発電所における労働災害防止対策の一層の推進を図っていただくようお願い申し上げます。

ガイドラインの改正箇所については、別添参考資料を御参照ください。

別記

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
東京パワーテクノロジー株式会社
株式会社ＩＨＩ
株式会社宇徳
岡野パルプ製造株式会社
株式会社関電工
建装工業株式会社
芝工業株式会社
新日本空調株式会社
東芝エネルギーシステムズ株式会社
東芝プラントシステム株式会社
ニチアス株式会社
日本検査株式会社
株式会社阪和
マグナ通信工業株式会社
株式会社千代田テクノル
三菱重工業株式会社
ウツエパルプサービス株式会社
オルガノ株式会社
鹿島建設株式会社
株式会社熊谷組
株式会社神戸製鋼所
五洋建設株式会社
東京防災設備株式会社
株式会社アトックス
太平電業株式会社
株式会社東京エネシス
前田建設工業株式会社
株式会社中里工務店
株式会社日立物流
片岡建設株式会社
日本フィールド・エンジニアリング株式会社
東電設計株式会社
日本原子力防護システム株式会社
株式会社信和工業
日本フェンオール株式会社
株式会社オー・シー・エル
富士電機株式会社
東双不動産管理株式会社
日本碍子株式会社

株式会社竹中工務店
大成建設株式会社
荏原工業洗淨株式会社
株式会社原燃環境
株式会社高萩重機
株式会社伊達重機
株式会社テブコシステムズ
東京レコードマネジメント株式会社
株式会社安藤・間
A L S O K 福島株式会社
応用地質株式会社
リコージャパン株式会社
誠信商事株式会社
株式会社エイブル
フタバコンサルタント株式会社相双支店
日検エンジニアリング株式会社
株式会社ネクセライズ
株式会社倉伸
関電プラント株式会社
有限会社ウインズトラベル
株式会社福島クリエイト
浜通り交通株式会社
株式会社タワーライン・ソリューション
日立GEニュークリア・エナジー株式会社
東亜建設工業株式会社
株式会社報徳バス
東電物流株式会社
V e o l i a N u c l e a r S o l u t i o n s , I n c .
相双生コンクリート協同組合
株式会社三陽
株式会社日立システムズパワーサービス
株式会社ドコモCS東北
総合警備保障株式会社
三井住友建設株式会社
株式会社イカイアウトソーシング
福浜大一建設株式会社
シオヤ産業株式会社
株式会社DEMATECS
ライジング・ディ株式会社
株式会社みんなの味方
N R S 株式会社

別記の関係事業者団体の代表者 殿

厚生労働省労働基準局長

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」
の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた安全衛生対策については、東京電力及び元方事業者が実施すべき事項を一体的に示した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」(平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号。以下単に「ガイドライン」という。)を定め、廃炉作業に従事する労働者の安全衛生管理の徹底を図っているところです。

今般、放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 17 号)が令和 5 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、ガイドラインを改正いたしました。

つきましては、貴団体会員に対し周知いただくとともに、同発電所における労働災害防止対策の一層の推進を図っていただくようお願い申し上げます。

ガイドラインの改正箇所については、別添参考資料を御参照ください。

別記

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
一般社団法人全国建設業協会
一般社団法人日本建設業連合会
電気事業連合会
一般社団法人日本電気協会
一般社団法人日本電機工業会

原子力規制委員会原子力規制庁長官
経済産業省資源エネルギー庁長官

} 殿

厚生労働省労働基準局長

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」
の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた安全衛生対策については、東京電力及び元方事業者が実施すべき事項を一体的に示した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」(平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号。以下「ガイドライン」という。)を定め、廃炉作業に従事する労働者の安全衛生管理の徹底を図っているところです。

今般、放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 17 号)が令和 5 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、ガイドラインを改正いたしました。

貴職におかれては、ガイドラインの趣旨を御理解の上、同発電所における労働災害防止対策の一層の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

ガイドラインの改正箇所については、別添参考資料を御参照ください。

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン新旧対照表

新	旧
第1 趣旨 1 東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における廃炉作業等を着実に進めるに当たっては、作業に従事する労働者の安全と健康を確保するため、計画－実施－評価－改善のサイクルによる安全衛生管理に基づく安全管理、被ばく管理、健康管理等を徹底することが必要である。また、適切な安全衛生管理体制の確立のためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等を請け負う事業者（以下「元方事業者」という。）による安全衛生管理も必要不可欠であるほか、被ばく管理等の実施については、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施主体である発電所、発電所の支援業務等を実施している東京電力ホールディングス株式会社の本社及び福島第一廃炉推進カンパニー（以下「本社等」という。）がそれぞれの役割を果たす必要がある。このため、東京電力の第一義的な責任のもとに、本社等、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築する必要がある。 2 東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスクアセスメントの実施、安全衛生教育の充実等による労働安全衛生水準の向上 廃炉作業等は、工事、作業の内容や周囲の状況が様々であることから、危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、優先度を設定した上で、リスク低減措置を決定するというリスクアセスメントを、東京電力の第一義的な責任のもとに、発電所、元方事業者及び請負人（発電所又は元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請	第1 趣旨 1 東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化 東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における廃炉作業等を着実に進めるに当たっては、作業に従事する労働者の安全と健康を確保するため、計画－実施－評価－改善のサイクルによる安全衛生管理に基づく安全管理、被ばく管理、健康管理等を徹底することが必要である。また、適切な安全衛生管理体制の確立のためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等を請け負う事業者（以下「元方事業者」という。）による安全衛生管理も必要不可欠であるほか、被ばく管理等の実施については、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施主体である発電所、発電所の支援業務等を実施している東京電力本社、福島第一廃炉推進カンパニー（以下「本社等」という。）がそれぞれの役割を果たす必要がある。このため、東京電力の第一義的な責任のもとに、本社等、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築する必要がある。 2 東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスクアセスメントの実施、安全衛生教育の充実等による労働安全衛生水準の向上 廃炉作業等は、工事、作業の内容や周囲の状況が様々であることから、危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、優先度を設定した上で、リスク低減措置を決定するというリスクアセスメントを、東京電力の第一義的な責任のもとに、発電所、元方事業者及び請負人（発電所又は元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請

負人」という。)がともに実施し、その結果を踏まえた労働災害防止対策を計画的に実施する必要がある。

また、新規入場者等に対しては、安全衛生教育を充実するとともに、元方事業者の作業計画作成者や関係請負人の作業指揮者に対する被ばく低減措置等に関する教育を強化する必要がある。

3 (略)

4 適切な健康管理の実施、緊急医療体制の確保及び作業環境の改善

労働者の健康管理のため、法定の健康診断及びそれに基づく事後措置の適切な実施を図るとともに、日常的な健康管理、熱中症対策を適切に進める必要がある。併せて、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成27年8月31日付け健康保持増進のための指針公示第6号。以下「大臣指針」という。)に基づき、発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理を適切に実施する必要がある。

また、労働災害の発生に備え、発電所構内の緊急医療体制を構築するとともに、被災労働者を適切な医療機関に迅速に搬送するための体制を強化する必要がある。

さらに、廃炉作業等における作業環境の改善を図るため、休憩所や給食施設の充実、汚染された線源の除去や隔離、保護具の最適化を進める必要がある。

負人」という。)がともに実施し、その結果を踏まえた労働災害防止対策を計画的に実施する必要がある。

さらに、毎月500人規模の労働者が新規に発電所に入構している一方、それと比較して労働者総数の伸びは少ないことから、毎月、新規入場者とほぼ同等の人数が発電所の作業から離れているとみられる。このため、新規入場者等に対する安全衛生教育を充実するとともに、元方事業者の作業計画作成者や関係請負人の作業指揮者に対する被ばく低減措置等に関する教育を強化する必要がある。

3 (略)

4 適切な健康管理の実施、緊急医療体制の確保及び作業環境の改善

労働者の健康管理のため、法定の健康診断及びそれに基づく事後措置の適切な実施を図るとともに、日常的な健康管理、熱中症対策を適切に進める必要がある。併せて、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日公示第5号。平成28年4月1日より「原子力施設における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に改正予定。以下「大臣指針」という。)に基づき、発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理を適切に実施する必要がある。

また、労働災害の発生に備え、発電所構内の緊急医療体制を構築するとともに、被災労働者を適切な医療機関に迅速に搬送するための体制を強化する必要がある。

さらに、廃炉作業等における作業環境の改善を図るため、休憩所や給食施設の充実、汚染された線源の除去や隔離、保護具の最適化を進める必要がある。

第5 被ばく線量管理 1 東京電力が実施すべき事項 (1)～(3) (略) (4) 関係請負人に対する援助等 発電所長は、被ばく線量の通知に関して、次に掲げる措置を適切に実施すること。 ア 遅滞なく線量の通知を行えるよう、元方事業者に対して必要な援助を行うこと。 イ 被ばく線量を労働者に確実に通知するため、関係請負人が労働者に被ばく線量を通知する際には、<u>書面等</u>により行うよう必要な指導又は援助を行うこと。 2 (略) 第6・7 (略) 第8 厚生労働省への報告 1～6 (略) 7 指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出について 東京電力及び元方事業者は、次に掲げる指定緊急作業等従事者等に係る記録等について、別紙4に定めるところにより、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。 (1)～(3) (略) 別紙1 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に係る線量管理に係る留意点について 1～3 (略) <u>(削る)</u>	第5 被ばく線量管理 1 東京電力が実施すべき事項 (1)～(3) (略) (4) 関係請負人に対する援助等 発電所長は、被ばく線量の通知に関して、次に掲げる措置を適切に実施すること。 ア 遅滞なく線量の通知を行えるよう、元方事業者に対して必要な援助を行うこと。 イ 被ばく線量を労働者に確実に通知するため、関係請負人が労働者に被ばく線量を通知する際には、書面により行うよう必要な指導又は援助を行うこと。 2 (略) 第6・7 (略) 第8 厚生労働省への報告 1～6 (略) 7 指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出について 東京電力及び元方事業者は、次に掲げる指定緊急作業従事者等に係る記録等について、別紙4に定めるところにより、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。 (1)～(3) (略) 別紙1 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に係る線量管理に係る留意点について 1～3 (略) <u>4 APDと積算線量計の比較及び評価</u> <u>発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を適切に実施すること。</u> <u>(1) 積算線量計は、就業中継続して着用が可能であること、方向特性等による誤差がAPDより小さいこと等から、APDより信頼性が高いとされているが、ガンマ線による実効線量について、積算線量計とAPDの値で、以下に留意の上で各事業者が定め</u>
---	---

4～7 (略) 別紙2 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に に従事する労働者の熱中症予防対策について 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従 事する労働者の熱中症予防対策については、<u>「職 場における熱中症予防基本対策要綱の策定につ いて」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)</u> に基づき対策を実施するとともに、特に以下の点 について重点的に実施すること。 1 作業環境管理 発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実 施すること。 (1) W B G T (Wet-Bulb Globe Temperature) の 値の活用 作業場所ごとにW B G T <u>指数計</u>を設置するこ と等により、当該場所における熱中症のリスクを 把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、 <u>身体</u>作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症 のリスクの評価の結果について記録すること。 (2) (略) 2 作業管理	<u>る一定の基準を超える乖離がある場合は、データの 確認等の調査を実施すること。</u> <u>① 日本工業規格(J I S)では、A P Dの指示誤 差として±30%を認めており、また、国際原子力機 関(I A E A)の安全基準では、二つ別々の測定器 による誤差はおおむね 35%程度までが認められて いる。しかしながら、発電所内において、年 40 ミ リシーベルトなど法定被ばく限度に近い被ばく限 度まで作業する作業者に対しては、より慎重な取扱 が必要であること。</u> <u>② このため、乖離の調査を行うための基準値とし ては、今回のデータ分析による標準偏差(0.094)の およそ2倍である±20%を上回らない値とすること が望ましいこと。</u> <u>(2) (1)のデータの確認を行ってもなおA P Dの値 が積算線量計より高い場合は、A P Dの値を記録値 として採用すること。</u> 5～8 (略) 別紙2 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等 に従事する労働者の熱中症予防対策について 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従 事する労働者の熱中症予防対策については、<u>平成 21年6月19日付け基発第0619001号「職場にお ける熱中症の予防について」</u>に基づき対策を実施 するとともに、特に以下の点について重点的に実 施すること。 1 作業環境管理 発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実 施すること。 (1) W B G T (Wet-Bulb Globe Temperature) の 値の活用 作業場所ごとにW B G T <u>測定器</u>を設置するこ と等により、当該場所における熱中症のリスクを 把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、 作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症のリ スクの評価の結果について記録すること。 (2) (略) 2 作業管理
---	--

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業時間の短縮等

作業場所における熱中症のリスクに応じて、作業時間の短縮、休憩の頻度や休憩時間の調整、身体作業強度の変更等を行うこと。また、一回の作業時間に上限を設定すること、日中の暑い時間帯を避け、早朝、夕方の比較的涼しい時間帯に作業を行うこと等、作業時間の設定に留意すること。

特に、熱中症による死亡災害が多く発生する7月、8月の14時から17時の炎天下においては、原則として熱中症のおそれのある作業を行わない等、厳しい条件下での作業に十分に配慮した作業時間を設定すること。なお、連続的な監視が必要な作業等、やむを得ず作業を行う場合には、休憩の頻度、休憩時間の増加等、熱中症予防対策に万全を期すこと。

(2) 暑熱順化

新たに作業に従事する労働者等については、暑熱順化のための期間を設け、作業時間や休憩の頻度、身体作業強度の調整を行う等、暑熱順化に留意すること。暑熱順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3)～(5) (略)

3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) (略)

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア (略)

イ 監理・監督者による巡視、労働者からの申し出、休憩時の心拍数 (bpm) のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な労働者について心拍数が数分

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業時間の短縮等

作業場所における熱中症のリスクに応じて、作業時間の短縮、休憩の頻度や休憩時間の調整、作業強度の変更等を行うこと。また、一回の作業時間に上限を設定すること、日中の暑い時間帯を避け、早朝、夕方の比較的涼しい時間帯に作業を行うこと等、作業時間の設定に留意すること。

特に、熱中症による死亡災害が多く発生する7月、8月の14時から17時の炎天下においては、原則として熱中症のおそれのある作業を行わない等、厳しい条件下での作業に十分に配慮した作業時間を設定すること。なお、連続的な監視が必要な作業等、やむを得ず作業を行う場合には、休憩の頻度、休憩時間の増加等、熱中症予防対策に万全を期すこと。

(2) 熱への順化

新たに作業に従事する労働者等については、順化のための期間を設け、作業時間や休憩の頻度、作業強度の調整を行う等、熱への順化に留意すること。熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3)～(5) (略)

3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) (略)

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア (略)

イ 監理・監督者による巡視、労働者からの申し出、休憩時の心拍数 (bpm) のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な労働者について心拍数が数分

間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、<u>身体</u>作業強度がピークに達した時点から 1 分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。 4～6 (略) 別紙 3 (略) 別紙 4 指定緊急作業等従事者等に係る健康診断結果等の記録等の提出に係る留意事項 1 電離則第 59 条の 2 第 1 項の規定による健康診断の結果の記録の写しの報告について (1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）様式第 5 号には、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 4 項に基づく指示による臨時健康診断の結果が含まれること。 また、電離則様式第 1 号の 2 及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染則」という。）様式第 2 号には、配置替えの際の健康診断の結果が含まれること。 なお、<u>電離則様式第 1 号の 3 の特例緊急作業従事者に係る「緊急時電離放射線健康診断個人票」</u>については、他の業務に配置替えの際及び離職する際の健康診断の結果が含まれること。 (2) 発電所構内の作業に従事する労働者に係る報告については、発電所長又は元方事業者が、自らが行う仕事における関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。なお、関係請負人、対象となる労働者ともに少数である場合等であって、関係請負人において確実に報告がなされると認められる場合には、この限りでないこと。	間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、作業強度がピークに達した時点から 1 分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。 4～6 (略) 別紙 3 (略) 別紙 4 指定緊急作業従事者等に係る健康診断結果等の記録等の提出に係る留意事項 1 電離則第 59 条の 2 第 1 項の規定による健康診断の結果の記録の写しの報告について (1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）様式第 5 号には、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 4 項に基づく指示による臨時健康診断の結果が含まれること。 また、電離則様式第 1 号の 2 及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染則」という。）様式第 2 号には、配置替えの際の健康診断の結果が含まれること。 なお、<u>平成 28 年 4 月 1 日から施行される予定の改正電離則第 59 条の 2 において提出が義務づけられる特例緊急作業従事者に係る「緊急時電離放射線健康診断個人票」</u>（様式第 1 号の 3）については、他の業務に配置替えの際及び離職する際の健康診断の結果が含まれること。 (2) 発電所構内の作業に従事する労働者に係る報告については、発電所長又は元方事業者が、自らが行う仕事における関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。なお、関係請負人、対象となる労働者ともに少数である場合等であって、関係請負人において確実に報告がなされると認められる場合には、この限りでないこと。
---	--

また、当該報告については、指定緊急作業等従事者等を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、指定緊急作業等従事者等の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

- (3) 報告に当たっては、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）又はCSV形式による電磁的記録により報告すること。CSV形式による電磁的記録による場合は、一般健康診断結果については別添1のデータフォーマット、電離則又は除染則に基づく健康診断結果については別添2のデータフォーマットを使用すること。

なお、健康診断結果の個人票に、過去の健康診断結果や複数の労働者の健康診断結果が記載されている等、複数回、複数人の健康診断結果が記載されている場合には、報告対象となる健康診断結果に矢印を付しそれ以外の健康診断結果を斜線等で消去すること、又は、報告対象となる労働者及び健診実施年月日の一覧を別途添付すること等により、対象を明確にした上で報告すること。

- (4) （略）

2 電離則第59条の2第2項の規定による線量等管理実施状況報告について

- (1) 発電所構内での作業に係る線量等管理実施状況報告

発電所長は、発電所構内において指定緊急作業等又は放射線業務に従事する全ての指定緊急作業等従事者等（元方事業者及びその関係請負人の労働者を含む。）に係るものを取りまと

また、当該報告については、緊急作業従事者を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、緊急作業従事者の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

- (3) 報告に当たっては、原則として、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）により報告すること。また、各事業場において健康診断結果を電磁的記録で管理している場合であって、上記による報告が困難な場合は、一般健康診断結果については別添1のデータフォーマット、電離則又は除染則に基づく健康診断結果については別添2のデータフォーマットのCSV形式による電磁的記録により報告すること。

なお、健康診断結果の個人票に、過去の健康診断結果や複数の労働者の健康診断結果が記載されている等、複数回、複数人の健康診断結果が記載されている場合には、報告対象となる健康診断結果に矢印を付しそれ以外の健康診断結果を斜線等で消去すること、又は、報告対象となる労働者及び健診実施年月日の一覧を別途添付すること等により、対象を明確にした上で報告すること。

- (4) （略）

2 電離則第59条の2第2項の規定による線量等管理実施状況報告について

- (1) 発電所構内での作業に係る線量等管理実施状況報告

発電所長は、発電所構内において指定緊急作業又は放射線業務に従事する全ての指定緊急作業従事者等（元方事業者及びその関係請負人の労働者を含む。）に係るものを取りまとめて

めて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

この場合、元方事業者及び関係請負人から改めて報告する必要はないが、線量等管理実施状況報告に記載されている労働者の住所、所属事業場等に変更があった場合は、元方事業者において、関係請負人の労働者に係る変更をとりまとめ、東京電力を通じる等により、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

(2) 発電所以外の原子力施設等での作業に係る線量等管理実施状況報告

当該報告については、指定緊急作業等従事者等を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、指定緊急作業等従事者等の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

(3) （略）

3 大臣指針に基づくがん検診等の結果の報告について

(1) 大臣指針の第2の2に定めるがん検診等の検査を指定緊急作業等従事者等に対して実施した場合、大臣指針第4の1(2)により、受診者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

この場合、元方事業者及び関係請負人から改めて報告する必要はないが、線量等管理実施状況報告に記載されている労働者の住所、所属事業場等に変更があった場合は、元方事業者において、関係請負人の労働者に係る変更をとりまとめ、東京電力を通じる等により、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

なお、平成28年4月1日から施行される予定の改正電離則第59条の2において提出が義務づけられる特例緊急作業従事者に係る線量等管理実施状況報告書についても、同様の取扱いとすること。

(2) 発電所以外の原子力施設等での作業に係る線量等管理実施状況報告

当該報告については、指定緊急作業従事者等を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、緊急作業従事者の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

なお、平成28年4月1日から施行される予定の改正電離則第59条の2において提出が義務づけられる特例緊急作業従事者に係る線量等管理実施状況報告書についても、同様の取扱いとすること。

(3) （略）

3 大臣指針に基づくがん検診等の結果の報告について

(1) 大臣指針の第2の2に定めるがん検診等の検査を緊急作業従事者等に対して実施した場合、大臣指針第3の1(2)により、受診者の同意

の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む結果を厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。また、白内障に関する眼の検査において水晶体の写真を撮影した場合は、その写真を電磁的記録等により提出すること。

- (2) 報告に当たっては、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）又はCSV形式による電磁的記録により報告すること。CSV形式による電磁的記録による場合は、別添4のデータフォーマットを使用すること。

なお、検診結果の報告について受診者の同意を得られない場合は、別添4の検診の種類、個人番号、中央登録番号、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、実施年月日を記載し、実施した検査項目の欄に「提出不同意」と記載して報告すること。その他、1(3)のなお書き及び1(4)に準ずること。

- (3) (略)

4 その他

電磁的記録で提出する場合は、原則として、提出媒体は、DVD等のメディアによること。なお、当該メディアは返却しないことに留意すること。

様式1（別紙4関係） 発電所作業員の長期的健康管理結果報告について

1～6 (略)

別添1・別添2 (略)

を得た上で、医師の診断・所見を含む結果を厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。また、白内障に関する眼の検査において水晶体の写真を撮影した場合は、その写真を電磁的記録等により提出すること。

- (2) 報告に当たっては、原則として、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）により報告すること。また、各事業場において健康診断結果を電磁的記録で管理している場合であって、上記による報告が困難な場合は、別添4のデータフォーマットのCSV形式による電磁的記録により報告すること。

なお、検診結果の報告について受診者の同意を得られない場合は、別添4の検診の種類、個人番号、中央登録番号、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、実施年月日を記載し、実施した検査項目の欄に「提出不同意」と記載して報告すること。その他、1(3)のなお書き及び1(4)に準ずること。

- (3) (略)

4 その他

電磁的記録で提出する場合は、原則として、提出媒体は、DVD等のメディアによること。なお、USBメモリ等で提出した場合、当該USBメモリは返却しないことに留意すること。

様式1（別紙3関係） 発電所作業員の長期的健康管理結果報告について

1～6 (略)

別添1・別添2 (略)

新		旧	
別添 3 の 1 ● 作業・被ばく状況に係るデータフォーマット (留意事項) - 下表の左欄の項目について、1人の対象期間ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。 - 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。		別添 3 の 1 ● 作業・被ばく状況に係るデータフォーマット (留意事項) - 下表の左欄の項目について、1人の対象期間ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。 - 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。	
提出フォーマット	備考	提出フォーマット	備考
元請企業，問合せ先企業，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，性別（男・女），個人番号，中央登録番号，緊急作業従事前の被ばく線量，郵便番号，住所，電話番号，緊急作業時の所属事業場の名称，緊急作業時の所属事業場の所在地，電話番号，現在の所属事業場の名称，現在の所属事業場の所在地，電話番号，	(個人識別情報) - 外国人について、氏名欄は、漢字表記を持たない場合はアルファベット表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 - 生年月日:年は西暦で記載すること。 - 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 - 緊急作業従事以前の被ばく線量:不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 - 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。	元請企業，問合せ先企業，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，性別（男・女），個人番号，中央登録番号，緊急作業従事前の被ばく線量，郵便番号，住所，電話番号，緊急作業時の所属事業場の名称，緊急作業時の所属事業場の所在地，電話番号，現在の所属事業場の名称，現在の所属事業場の所在地，電話番号，	(個人識別情報) - 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 - 生年月日:年は西暦で記載すること。 - 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 - 緊急作業従事以前の被ばく線量:不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 - 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。

対象期間（○年○月分），当月従事開始日，外部被ばく実効線量（mSv），眼の水晶体の等価線量（mSv），皮膚の等価線量（mSv）， 預託線量（mSv），測定日，摂取日，核種，計測値（Bq 又は cpm），核種，計測値（Bq 又は cpm），核種，計測値（Bq 又は cpm）， 通常・指定緊急作業等の区別（通常・指定緊急），作業の場所，作業の内容，安定ヨウ素剤の使用状況、備考	・現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 （対象月分累積線量） ・緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの期間の累積線量を報告すること。 ・年は西暦で記載すること。 ・被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。暫定値の場合は備考欄に暫定と記載して報告すること （内部被ばく測定結果） ・計測値（Bq 又はcpm）：単位を記載すること。（Bq 又は cpm は数値の後に付け、半角とすること。） （作業の場所・作業内容） ・作業の場所：通常作業の場合も記載すること。東電福島第一原子力発電所での放射線業務（通常作業を含む）は当該施設名称を記載すること。 ・作業の内容：指定緊急作業等の場合に記載。報告対象者が従事した作業に関して、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に	対象期間（○年○月分），当月従事開始日，外部被ばく実効線量（mSv），眼の水晶体の等価線量（mSv），皮膚の等価線量（mSv）， 預託線量（mSv），測定日，摂取日，核種，計測値（Bq 又は cpm），核種，計測値（Bq 又は cpm），核種，計測値（Bq 又は cpm）， 通常・指定緊急作業の区別（通常・指定緊急），作業の場所，作業の内容，安定ヨウ素剤の使用状況、備考	・現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 （対象月分累積線量） ・緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの期間の累積線量を報告すること。 ・年は西暦で記載すること。 ・被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。暫定値の場合は備考欄に暫定と記載して報告すること （内部被ばく測定結果） ・計測値（Bq 又はcpm）：単位を記載すること。（Bq 又は cpm は数値の後に付け、半角とすること。） （作業の場所・作業内容） ・作業の場所：通常作業の場合も記載すること。東電福島第一原子力発電所での放射線業務（通常作業を含む）は当該施設名称を記載すること。 ・作業の内容：指定緊急作業の場合に記載。報告対象者が従事した作業に関して、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に
--	---	---	--

	提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。 作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。 安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。		提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。 作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。 安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。
--	---	--	---

新	旧
別添 3 の 2 ・ 別添 4 （略）	別添 3 の 2 ・ 別添 4 （略）
様式第 1 号 放射線管理計画の届出	様式第 1 号 放射線管理計画の届出
【備考】	【備考】
1 （略）	1 （略）
2 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力 以外の場合は、東京電力から発注された作業の件 名を記入すること。	2 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力 以外の場合は、東京電力 <u>（株）</u> から発注された作 業の件名を記入すること。
3～12 （略）	3～12 （略）
様式第 2 号 東京電力福島第一原子力発電所にお ける放射線作業届（放射線管理計画を提出してい ない作業に係るもの）	様式第 2 号 東京電力福島第一原子力発電所にお ける放射線作業届（放射線管理計画を提出してい ない作業に係るもの）
【備考】	【備考】
1 （略）	1 （略）
2 「元方事業場」の欄は、東京電力が自ら仕事 を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力ホー ルディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパ ニー）を記入し、同社が発注及び設計監理のみを 行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業 者名を記入すること。	2 「元方事業場」の欄は、東京電力 <u>（株）</u> が自ら 仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電 力 <u>（株）</u> 福島第一原子力発電所）を記入し、同社 が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から 直接仕事を請け負った事業者名を記入すること。
元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力の 当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内 容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を 記入すること。	元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力 <u>（株）</u> の当該作業を監理する部署の責任者は、作 業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、 職氏名を記入すること。
3 （略）	3 （略）
4 「作業の名称」の欄は、元方事業場が東京電力 以外の場合は、東京電力から発注された名称を記 入すること。	4 「作業の名称」の欄は、元方事業場が東京電力 <u>（株）</u> 以外の場合は、東京電力 <u>（株）</u> から発注さ れた名称を記入すること。
5 （略）	5 （略）
6 「作業の期間」については、除染、清掃といっ た定型作業を除き、おおむね 1 か月を超えないこ と。発注された工期が 1 か月を超える場合は、分 割して作業届を提出することし、分割して届け出 る場合括弧内には全体の工期を記入すること。	6 「作業の期間」については、除染、清掃といっ た定型作業を除き、おおむね 1 ㇿ月を超えないこ と。発注された工期が 1 ㇿ月を超える場合は、分 割して作業届を提出することし、分割して届け出 る場合括弧内には全体の工期を記入すること。
7 「作業の概要」の欄は、可能な限り具体的に記 入するものとし、作業工程の概要が分かる書面及 び実際の作業場所がわかる図面を添付すること。	7 「作業の概要」の欄は、可能な限り具体的に記 入するものとし、作業工程の概要が分かる書面及 び実際の作業場所がわかる図面を添付すること。

括弧内に作業規模（１日当たりの作業人数×１日当たりの作業時間×作業日数）を記入すること。また、当該作業が平成 23 年 12 月 16 日付け基発 1216 第 1 号通達の記の第 3（１）で定める作業（特定高線量作業）に該当する場合には、特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票（様式第 5 号）を添付すること。また、東京電力が、発注した作業の工事監理について自ら作業を行う者として作業届を提出する場合は、工事監理の対象となる作業名称（発注した工事名称）と発注先、当該作業の作業届の提出状況及び提出されている場合は受理番号について記入した書類を添付すること。

8～15 （略）

様式第 3 号 東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届（放射線管理計画を提出した作業に係るもの）

【備考】

1、2 （略）

3 「元方事業場」の欄は、東京電力が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー）を記入し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記入すること。

元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記入すること。

4、5 （略）

6 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合は、東京電力から発注された作業の件名を記入すること。

7 （略）

8 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね 1 か月を超えないこと。発注された工期が 1 か月を超える場合は、分割して作業届を提出することとし、分割して届け

括弧内に作業規模（１日当たりの作業人数×１日当たりの作業時間×作業日数）を記入すること。また、当該作業が平成 23 年 12 月 16 日付け基発 1216 第 1 号通達の記の第 3（１）で定める作業（特定高線量作業）に該当する場合には、特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票（様式第 5 号）を添付すること。また、東京電力（株）が、発注した作業の工事監理について自ら作業を行う者として作業届を提出する場合は、工事監理の対象となる作業名称（発注した工事名称）と発注先、当該作業の作業届の提出状況及び提出されている場合は受理番号について記入した書類を添付すること。

8～15 （略）

様式第 3 号 東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届（放射線管理計画を提出した作業に係るもの）

【備考】

1、2 （略）

3 「元方事業場」の欄は、東京電力（株）が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力（株）福島第一原子力発電所）を記入し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記入すること。

元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力（株）の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記入すること。

4、5 （略）

6 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合は、東京電力（株）から発注された作業の件名を記入すること。

7 （略）

8 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね 1 ヶ月を超えないこと。発注された工期が 1 ヶ月を超える場合は、分割して作業届を提出することとし、分割して届け

出る場合は、括弧内に全体の工期を記入すること。 9、10 （略） 様式第4号～第6号 （略）	出る場合は、括弧内に全体の工期を記入すること。 9、10 （略） 様式第4号～第6号 （略）
--	--